

平成 27 年 9 月 10 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月10日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 一 般 質 問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （11名）

1番	石 黒 正 重	3番	高 原 典 之
4番	清 水 英 勝	5番	藤 井 満 久
6番	山 下 節 子	7番	吉 原 一 治
8番	鳥 居 恵 子	9番	松 本 保
10番	鈴 川 和 彦	11番	榎 本 芳 三
12番	榎 戸 陵 友		

欠席議員 （なし）

欠 員 （1名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	大 岩 良 三	総 務 課 長	中 川 昌 一
検 査 財 政 課 長	山 下 雅 弘	防 災 安 全 課 長	石 黒 廣 輝
税 務 課 長	柴 田 幸 員	企 画 部 長	林 昭 利
企 画 課 長	田 中 嘉 久	地 域 振 興 課 長	鈴 木 良 一
建 設 経 済 部 長	吉 村 仁 志	建 設 課 長	田 中 吉 郎
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	渡 辺 三 郎	住 民 課 長	宮 地 廣 二

福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教 育 長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者 兼 出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主 査	保母公次
--------	------	-----	------

[開会 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、昨日は、台風18号のために本日に延期としましたことを御理解いただき、ありがとうございます。

さて、昨日の台風18号は、テレビで知多半島、南知多に上陸と報じていました。この台風は雨台風ということで、昨日の朝は大雨となりました。いろいろな場所で被害が出たことと思います。テレビでは南知多の各地区が報じられたと思いますが、私のわかった場所は、山海地区、ふれあい会館裏の田園の稲のはざかけが倒れていた場所です。なお、きのうの夜にもまとまった大雨警報が発表され、本日早朝に解除されました。いろいろな場所で被害が出ているとは思いますが、少しでも早くの復旧を願ひまして、本日の本会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本 保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、高原典之君、

4番、清水英勝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本 保君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（松本 保君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに、9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

昨日は、台風18号の襲来によりまして、議会招集日を9月9日から9月10日に変更させていただきました。

まず、昨日の台風18号の接近に伴います被害の発生状況につきまして、御報告申し上げます。

昨日、9日でございますが、午前10時過ぎに知多半島に上陸いたしました、この台風に伴う激しい大雨によりまして、町内の6カ所において道路が冠水し、そのうち1カ所を通行どめといたしました。また、道路のり面の崩落などが5カ所で発生し、そのうち3カ所を通行どめといたしました。早急に、農作物への被害、家屋等の被害、また人的な被害などにつきまして調査をし、取りまとめて対応してまいります。

また、昨日9時40分の大雨警報によりまして、10時に災害対策本部を設置いたしまして、本日3時10分に解散するまでの間、特に大きな被害の報告は受けておりませんが、引き続き状況把握に努めてまいります。

以上で被害報告を終わらせていただきます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず国勢調査について御報告いたします。

平成27年国勢調査が、10月1日、全国一斉に行われます。

国勢調査は、統計法に基づき5年に1度実施されており、今回で20回目を迎えます。

国勢調査は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査でございます。

本町では、96名の調査員が9月上旬から皆様のお宅を訪問し、調査書類をお渡しいたします。今回の調査は、従来の調査員への提出、または郵送で提出いただく方法のほかに、インターネットでも御回答いただけるようになりました。

日本の未来をつくるために必要な国の最も重要な統計調査でございますので、皆様の御理解とともに、御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、平成27年10月から開始されるマイナンバー制度について御報告申し上げます。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となる制度でございます。

平成27年10月以降、住民票を有する住民の皆様お一人お一人に12桁のマイナンバー、個人番号を通知し、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーを利用してまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告2件及び平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分につきましてを初め21議案でございます。

なお、台風18号の襲来により、議会招集日を9月9日から9月10日に変更させていただきました関係で議案の提出日が変更となりましたので、お手元に変更した議案書を配付させていただきました。お手数でございますが、差しかえをお願いいたします。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第4号の平成26年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号の損害賠償の額の確定及び和解につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案第49号の平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分につきましては、水道事業会計の未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分に当たりまして、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、平成26年度南知多町の各会計の決算認定であります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は129億8,732万3,000円、歳出は124億2,379万6,000円、歳入歳出の差引額は5億6,352万7,000円でございます。また、水道事業会計の収益的支出額は税込みで7億9,677万7,000円、資本的支出額は税込みで4億1,696万3,000円であります。住民福祉の維持向上を目指し、各種施策を実行したものでございます。

議案第50号の工事請負契約につきましては、篠島開発総合センター耐震等改修工事の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第51号の財産の購入につきましては、デジタル防災行政無線戸別受信機、防災ラジオでございますが、500台購入することにつき、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第52号の南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定につきましては、飲酒運転根絶のための措置を講ずることについて、町、町民など、事業者及び酒類提供者が一体となり、町内における飲酒運転根絶の活動を推進し、飲酒運転のない安全で安心して暮らせることができます町民生活を実現するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第53号の南知多町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことなどによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第54号の南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化などを図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第55号の南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されることなどによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第56号の南知多町税条例の一部を改正する条例及び議案第57号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第58号の南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されることによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,207万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を77億9,641万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、衛生費41万1,000円、農林水産業費50万円及び教育費1,116万8,000円をそれぞれ追加するものであります。また、歳入におきましては、繰入金27万9,000円、諸収入50万円及び町債1,130万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第60号は、平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ578万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を33億9,878万円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、諸支出金578万円を追加し、歳入におきましては、繰越金578万円を追加するものであります。

議案第61号は、平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ172万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億3,572万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金46万4,000円及び諸支出金126万2,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金172万6,000円を追加するものであります。

議案第62号は、平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,540万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を19億3,340万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金3,576万円及び諸支出金3,964万2,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金7,540万2,000円を追加するものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

片名地区の活性化について。

近年、全国的に社会情勢の移り変わりとともに、公民館の役割についても変化してきております。従来より、公民館は地域の中心施設として、社会教育というものを通じて地域づくりに貢献をしてまいりました。しかし、時代の変化とともに求められるものも多様化してきました。いわゆる少子・高齢化の進展に伴ったさまざまな地域の課題を解決していくことが求められ、さらにコミュニティーの活動拠点としての役割機能等が不可欠となりつつあります。公民館を取り巻く環境は一層厳しくなっており、地域コミュニティーの再生が大きな課題となっています。

現在、片名地区には公民館が存在しません。公民館により、地域の核としての活動に大きな差があるように思います。これは設置経緯や歴史に違いがあり、一概には言えませんが、今後、どのように各地区と一体化していくのか。公民館を中心としたコミュニティーはすばらしいものであり、重要なものでもあります。また、災害時の緊急対応にも十分力を発揮できるものと考えられます。地域の活性化や町全体の公平性の観点からも、片名地区に公民館が必要であると考えます。

さらに、東日本大震災を契機として、人と人とのつながりや地域のきずなの大切さが再認識されたこともあり、公民館は改めて地域再生や地域の教育力を高めていく上で核になる場所として大いに期待されております。

また、公民館はまちづくりの拠点として、これからも地域に根差した身近な施設であることから、地域住民に親しまれ、さらには災害時の避難場所としても、あってよかったと言われる施設にしていくためにも、これからの公民館のあり方について再構築する必要があると考えます。片名地区住民の生活にとって、切り離せない地域づくりの重要な拠点です。今後、公民館という名称にとらわれず、防災拠点施設、地域コミュニティーセンターなどの名称も考慮していただいて、片名地区に施設の建設、整備をするべきと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 片名地区の最近の選挙での投票率はどのくらいか。また、ほかの地区に比べ、どのような状況か。

2. 現在、片名地区の投票所は師崎中学校であるが、高齢者が歩いて行く場合、道路状況が非常に危険と思えるが、町はどのように考えているか。また、改良の見込みはあるのか。

3. 地区の集会場として使われている老人憩いの家の老朽化が進んでいるが、いつ建設されたのか。また、新築の計画はあるのか。

4. 旧片名保育園の跡地はどうなっているのか。

5. 町内の大字の地区で考えて、公民館がないのはおかしいと思うが、いかがか。

6. 片名地区には、区会のほかに、新たに片名自主防災組織や片名まちづくり協議会等の団体や組織が発足しました。今後、事務量及び会議、集会等が増加し、事務所が必要となると思うが、いかがお考えか。また、そういった団体からの要望はないか。

7. 現在、都市計画事業基金はどのくらいあるのか。また、片名地区の割合は幾らく

らいか。

8. 南知多町振興基本計画によって上げられた各地区の要望で、既に実行されたもの、あるいは計画しているものはどのようなものがあるか。また、片名地区の主な要望は何か。

以上で壇上での質問は終わりますが、町当局の明快なる回答をお願いいたしたいと思います。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問、片名地区の活性化についての御質問のうち、1の1は私、総務部長から、1の2は建設経済部長から、1の3は厚生部長から、1の4は私総務部長から、1の5は教育長から、1の6、1の7は私、総務部長から、1の8は企画部長から説明させていただきます。

それでは、御質問1の1、片名地区の最近の選挙での投票率はどのくらいか、また他の地区に比べ、どのような状況かについて答弁させていただきます。

平成26年度に行われた選挙におきまして、片名地区の投票率は、町全体の投票率、他の地区として大井地区の投票率について、それぞれお答えをいたします。

まず平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙は53.07%で、町全体の60.31%に対して7.24ポイント低く、大井地区の53.88%に対して0.81ポイント低くなっております。次に、平成26年12月28日執行の南知多町長選挙は41.1%で、町全体の56.47%に対して15.37ポイント低く、大井地区の44.29%に対して3.19ポイント低くなっております。最後に、平成27年2月1日執行の愛知県知事選挙は28.36%で、町全体の39.76%に対して11.4ポイント低く、大井地区の35.42%に対して7.06ポイント低くなっております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま片名地区の投票率を教えてくださいました。

大井区と比較じゃなくて、町全体で何番目ぐらいに低いのかをちょっと教えてください

きたいと思います。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

先ほど総務部長がお答えしました、各選挙でそれぞれ片名地区が町全体の何番目に低かったかということで、お答えさせていただきます。

まず27年2月1日の愛知県知事選挙の投票率でございますが、先ほど片名地区が28.36%ということでございますが、このときは全投票区の投票率といたしましては最下位ということでございます。

次に、26年12月28日の南知多町長選挙におきましては、片名地区は41.10%ということでございますが、この選挙におきましても片名地区は投票率が一番悪かったという結果でございます。

最後でございますが、26年12月14日執行の衆議院議員総選挙でございますが、こちらは片名地区が53.07%ございまして、この時点におきましては、一番悪かったのが豊浜の中洲52.69%ございまして、それに次ぐということで2番目に悪かったという状況でございます。以上でございます。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今、お聞きしたとおり、大変投票率は悪いということで、どのような原因があるのかなと思うわけでございますが、町当局ではどのように思っておりますか。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

最近の選挙でございますが、町全体で昔と今では全体で投票率が下がってまいります。それで投票率の影響でございますが、やはり投票当日の天候、または地区の諸行事、あとは選挙の地域の盛り上がりというものが関係するわけでございますが、やはり議員言われるように、投票所が行きにくいというようなこともその中に、若干要因としてあるかとも考えられます。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ということでございます。

住民が町の行政に夢や期待を持てるような、そんな事業や仕事をしていただければ、もうちょっと選挙にも関心が持てるような、そんな気がいたします。選挙に行く道の安全性も考慮しながら、今後も努力をしていただきたいと思います。

2番をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、質問1の2、高齢者が歩いて選挙の投票所である師崎中学校まで行く道路の道路状況、その道路改良の見込みについて答弁いたします。

片名字郷中地内の住民が師崎中学校まで歩いて投票に出かける場合、片名字於更付近で国道路側帯を40メートルくらい通行し、国道の横断歩道を横断することになり、高齢者にとっては危険な箇所の一つであると認識しております。そのほかの町内道路の危険箇所につきましては、毎年、県、警察、町で交通安全合同パトロールを実施しております。

議員御指摘の場所につきましては、改良の計画はありませんが、通学路の安全対策として路肩に緑のライン、いわゆるグリーンベルトが施工されております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今おっしゃるとおり、片名地区には大変高齢者がふえてまいりました。その中で乳母車とか自転車とか、また歩行とかして選挙に行くわけですけれども、ヤマキ海産の前から東側の歩道のほうまで渡る道の間が非常に、すぐカーブがあったり、坂だったりして大変危険な状態です。また、中学生もそこを朝通って、そこを横断します。そういった意味では、やはりカラー塗装だけではなくて、もう少し何か考えていただきたいなあと、

このように思います。

そこが安全に通れば、先ほどの選挙の投票率も少しは上がるのではないかなと期待ができるわけでございます。よろしくお願いいたします。

3番に行ってください。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

御質問1の3、地区の集会場として使われている老人憩の家の老朽化が進んでいるが、いつ建設されたのか。また、新築の計画はあるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

片名老人憩の家の建設時期につきましては、昭和56年度でございます。

次に、新築の計画についてですが、現在、町として老人憩の家を新築する計画はございません。なお、区が老人憩の家を新築する場合には、町単独ではございますが、老人憩の家設置費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する制度がございます。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

建てられてから34年ぐらいたっているわけで、大変古くなってまいりました。そんな中で、地区の集会場兼老人憩の家ということで、先行き不安な状態が続いているわけでございますけれども、建てかえるという方向になった場合、先ほど老人憩の家の補助率があると言いましたけれども、これはどのくらいか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

補助の関係でございます。面積によりまして異なりますけれども、例えばの例で申しますと、30坪の場合、補助基準額といたしまして1,007万6,000円が補助基準額、これに対しまして、補助率は3分の1の0.8をまた掛けるという形になります。そういった部分での補助率という形になります。ですので、実質26%ぐらいの補助率という形になります。これはあくまでも坪30坪の場合でございます。またランクによりましてい

ろいろございますので。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

老人憩の家をつくる場合、30坪で約26%の補助がおりるということでございますけれども、片名地区でこれを建てようと思うと、あと74%は実費ということになります。片名地区の財政はそんなに豊かではないと思います。

そういった意味で、老人憩の家、それプラスアルファの機能、例えば防災施設とか避難所とか、そういったものを組み合わせて老人憩の家をつくる計画はあるでしょうか、つくっていただけるでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

老人憩の家に特化をいたしますと、先ほど申しました補助金の関係しかございません。また、議員がおっしゃられる防災だとか、地域のコミュニティーの関係につきましては、また違う補助制度があるかと思えますけれども、とりあえず老人憩の家の関係につきましては、町単独の補助金しかございません。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大変よくわかりました。

今後も老人憩の家で集会場を続けていかなければならないなあと考えております。

次、4番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、旧片名保育園の跡地はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

片名保育所の建物及び土地につきましては、用途廃止に伴い法人に貸し付けを行いましたが、現在では貸付契約を解除しております。

建物は昭和51年12月建築であり、貸付中に改修工事などは行っていないため、老朽化し、一部雨漏りもある状態であります。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

町有地である旧片名保育園の跡地があいているということでございます。そこに、例えば防災施設、拠点、あるいは公民館と兼用でできるようなものをつくっていただくことはできないでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

旧片名保育所の敷地につきましては、愛知県の公表いたしました津波浸水区域に当たりますので、そこへ防災拠点施設を新たにつくるという予定はございません。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

そういった、今のお答えを聞きました。

例えばその知多信ですけれども、そこも大変なところに新しくできました。構造はと申しますと、津波が来ても波が1階はすうっと通り過ぎる、そして2階、3階と避難ができる。そういった構造も考えればできますし、また旧保育園の跡地は、例えば駐車場にして、その奥の山合いに、ちょっと高いところにそういった公民館兼防災施設、事務所等をつくることもできるのではないかと思いますけれども、そういったことは考えておりませんか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

ただいま議員の言われました知多信の例であります。あくまでも知多信さんの施設につきましても、逃げおくれた場合に、最後に退避をさせてもらう、そういう施設という機能で想定しております。それとあわせて、通常に使う施設となりますと2階、3階という構造になってきますので、高齢者の方が階段を上るという想定でいきますと、なかなか常時使い勝手が悪いような施設構造になるかと思っておりますので、その辺のところは地元と協議をしていかなければ、なかなか難しい点があると思っております。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

その奥の山の中腹につくるというのはどうですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

裏の山につきましては、かなり私有地が広く、その中で所有権と申しますか、地主の方が非常に多い方が対象になりますので、今後それは調べていかなければならない点が多いと思っております。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大変つくるのは難しいような、町当局の答弁でございますけれども、保育園の跡地に駐車場をつくって、そういった地主の作業もしていただいて、何とかつくる方向でお願いしたいなど、このように思います。

次、5番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の5の、大字の地区で考えて片名地区に公民館がないのはおかしいと思うがいかがかという御質問に答弁させていただきます。

公民館の設置基準でございますが、昭和35年2月4日付で文部省社会教育局長から出された通達、公民館の設置及び運営に関する基準の中に、一般的にという注釈つきで、市にあっては中学校の通学区域、町村にあっては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われるとされておりました。師崎地区には大井公民館と師崎公民館の2施設がございますので、基準を満たしていると考えております。

なお、平成15年度に基準の見直しがあり、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育団体の活動状況等を勘案するとされましたので、公民館設置の条件は、さらに厳しくなったと解しています。

議員のおっしゃる地区の皆様のコミュニティーの活動拠点という機能が必要であると思いますので、公民館という枠にとらわれるのではなく、集会施設、避難施設等の役割も考慮し、皆様とともに利用しやすい施設を検討していくべきであると考えます。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ちょっと前向きな答弁をいただきました、検討していただくということで。

公民館は、教育法において生涯学習を行う施設として位置づけられており、地域の子供たちから高齢者までが気軽に集い、学ぶことのできる社会教育施設とされております。しかし、あるまちではコミュニティーセンターという名称を使いまして公民館機能を拡充するとともに、市民学習、文化及びスポーツ活動、並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など、地域の総合的な活動拠点として、さらに町の行政全般の情報収集、提供などの機能などを有する施設として活動しているところもあります。また、さらに地域の防災対策本部を初め、交通安全であったり、青少年健全育成であったり、子育て支援、生涯学習など、自治協会のさまざまな取り組みが行われております。そういったところもあります。

このように、公民館という枠にとらわれないで、先ほど教育長も言いましたけれども、枠にとらわれない施設も検討をしていただきたいと思います。

冒頭の質問でもいたしましたけれども、片名地区に公民館がないのは、町全体の公平性の観点からも非常に疑問なことでございます。いま一度よく考えて、建設に向けてお

願いたいと思います。

次、6番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

6番目の、片名区には区会のほかに片名区自主防災組織や片名まちづくり協議会等の団体や組織が発足しました。今後、事務量及び会議、集会等が増加し、事務所が必要となると思うが、いかがお考えか。また、そういった団体からの要望はないかについて答弁させていただきます。

他の地区におきましても、自主防災組織やまちづくり協議会はそれぞれ活動されてみえますが、事務量につきましては個々の組織の活動内容によりますので、どの程度の事務量があるかは把握しておりません。

会議、集会については、専用の集会所ではなく、公民館などの既設の会議室などを利用されている状況と認識しております。

また、要望につきましては、本年4月に、片名区長を初め地元関係者の連名により、これまで老人クラブの活動の場として、また自治活動の拠点として活用してきました老人憩の家の老朽化に伴い、災害に備えた避難施設や自治活動や集会所などをあわせ持った防災拠点施設建設の要望書が提出されております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

その要望書の内容ですけれども、片名地区は災害時に対処できる公共の安全な施設がありません。津波による浸水の不安もない高台に、災害時に備えた避難施設や、自治活動や集会場などをあわせ持った防災拠点施設の建設を強く要望するものでありますと、このように要望が行っているはずでございます。

この要望に対して、進捗状況と申しますか、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

住民の避難する場所といたしまして、平成23年、24年度に津波一時避難場所を町内61カ所に設定をいたしました。この設定につきましては、地元区長さんにお伺いをして、地区の地形は地区の住民の方が一番よく知っておるという形で、避難場所の設定をした経過があります。その一時避難場所の危険判定等を踏まえた津波避難計画を策定いたしまして、現在進行しておりますけれども、その策定の中で容量の関係も吟味いたしまして、片名地区の一時避難場所につきましては、一時的に避難する場所として公園だとか、道路上に設定をいたしておりますので、その中では容量不足ということにはなっておりませんので、そういった形で避難計画を進めております。そういった意味で住民、もしくは観光客の皆様方が一時的に避難する場所の確保を優先的に考えております。以上でございます。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

避難場所ではなくて、避難施設や自治活動や集会場などをあわせ持った防災拠点施設の建設を要望したものでございますが、それについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

要望に対しましては、どういった方法ならばその御要望についてお応えできるか、先ほどからの議員の提案も踏まえまして、必要な機能、規模、手法、場所など、区を初め関係者の方々と協議していきたいと考えております。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

よろしく願いいたします。

7番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは7番、現在、都市計画事業基金はどのくらいあるか。また、片名地区の割合は、幾らくらいかについて答弁させていただきます。

都市計画事業基金の平成26年度末残高は9億1,783万8,000円であります。都市計画事業基金につきまして、平成9年度から平成26年度までの都市計画税総収入額及び基金利子を、平成9年度に都市計画税を課税した市街化区域内の土地、家屋の大字別税額比率で案分しますと、新師崎を含んだ大字片名地区の割合は15.9%であります。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

15.9%って幾らくらいですか、ちょっと計算してください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

先ほどの税額比率15.9%で単純に求めますと、約1億4,600万円となります。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

この都市計画事業基金というのは、どのような事業に使われるか教えてください。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

都市計画事業基金の使い道として、都市計画法に基づいて行う都市計画事業は、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業、また都市計画法に基づいて行う都市計画事業、都市計画事業は知事の認可を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業となっております。この都市計画施設の整備に関する事業とは、都市計画において定めら

れた都市施設の整備に関する事業をいうもので、都市計画マスタープランなどの計画に沿った道路、公園、緑地、ごみ焼却場などの整備事業でございます。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今お聞きしますと、都市計画事業基金は、都市計画事業と土地区画整備事業とありまして、都市計画事業の中には公園整備もできると言われました。そうしてみますと、片名地区では約1億4,600万円ぐらい、既に税金を納めているということで、このくらいは公園整備、この公園整備というのも、先ほどの旧片名保育園の跡地、その奥の山、そこに例えば公園をつくって、事務所、あるいは休憩所兼防災施設、そういったものをつくれる可能性もあると思うわけでございますけれども、そして、この1億4,600万円、今ここにいる議員の皆様も、そして他の地区の住民の皆様も、多分御了解が得られて納得していただけるものだと思います。そういった使い方はできるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

公園に避難所、それから休憩所等を都市計画事業でという話でございます。当然まだ調査研究しなければならないところはございますが、今、町として都市計画事業でできると考えているのは公園で、公園施設の管理施設としては考えられますが、集会場等ができるとなると、なかなか厳しいと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大変厳しいということですが、優秀な職員の皆様ですので、ぜひ研究をしていただいて、建設に向けてお願いしたいと思います。

8番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、榎戸議員からの8つ目の御質問、振興基本計画に上げられた各地区の要望の実施状況及び片名地区の要望について答弁させていただきます。

南知多町振興基本計画は、平成24年度において、行政と町民の協働によって策定されたもので、各地域の皆さんに法規制や財政的制約にとらわれず……。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ちょっと時間がないので、片名の分だけやってくれますか。

○企画部長（林 昭利君）

片名の部分ということでございますので、片名のほうから要望をいただいた部分について申し上げます。

片名地区からは、18件の事業が上げられております。その主なものとして、片名川の改修、これは浸水被害の防止のため、河川ルートの変更などの改修を行うというものでございます。また集落内の道路の拡幅や安全確保の提案もございます。また旧保育所跡地を活用した公民館及び避難所を整備する提案もございました。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

南知多振興基本計画が25年3月にこういった本になって出ました。そこの片名地区を見ますと、地区の人口は1,290人、世帯数は436人、南知多町の人口の6.3%を占めております。その中で片名地区の主要課題というところには、今おっしゃられたように大雨等による河川の増水や浸水被害が深刻な地域も見られることから、水害対策が課題となっています、海岸沿いに住宅が立地する地区もあり、津波による危険性もあることから、安心して避難できる避難所や津波一時避難場所、避難所を確保することが必要ですとしております。

また、目標1には、津波避難場所及び避難路の整備、避難場所を兼ねた集会場の整備

などが上がっております。目標2の都市基盤の整った住みよいまちでは、子供から高齢者まで集える集会場等の交流拠点を整備するとしております。また、防災では、新たな防災拠点の整備、師崎中学校に加えて、集落から近い場所に新たな防災拠点の整備、また公民館及び避難場所の整備、そして市街地整備では公民館及び避難所の整備、旧保育所の跡地を活用して子供からお年寄りまで地区住民の憩いの場として、さらに災害時の避難場所として津波や浸水の影響のない場所に調理等を備えた公民館の整備、そして公園の整備では、公民館周辺の里山や遊休農地を活用し、小さな子供の安全な遊び場として小・中学校のアスレチックなどの冒険の広場としたり、公園や駐車場を公民館と一体に整備をするというようなものができ上がっております。

それと、この振興基本計画の地区の提案事業の重点事業という一覧表も、資料で26年6月10日にいただいております。その中のA評価というのが4つあります。それは内海観光センター施設整備、そして山海の老朽化対策として経済性を優先した護岸底上げと波消ブロックの設置、次が師崎観光センターの老朽化により渡船施設として改築の必要、師崎観光センターの改築、周辺駐車場及び師崎港朝市周辺の整備、そして篠島の牛取展望台の撤去、新たにあずまやを新築すること。

これがAの段階で、次がBの段階になりますと、やっぱりここに片名の公民館及び避難所の整備ということで、要望の位置づけは公民館であるため、町全体の公民館整備計画等を検討し、整備順序を整理してから避難所としての用途を盛り込めることを検討すべきと、この重点チェックにあります。

そして、振興基本計画の地区の提案事業検討シートというのもつくっていただいております。それを見ますと、財政のところの防災安全社会資本整備交付金というところで、避難所としての要件を満たせば交付金での対応は可能と考えることがあります。また、実施主体としては、町の公民館として整備するならどのように町全体計画に位置づけるのか、検討を要すると考えるとしております。それで、実現性判定というところでは、実現可能という1番に上がっております。総合評価としても要望の位置づけは公民館であるため、町全体の公民館整備計画等を検討して、整備順序を整理しながら避難所としての用途を盛り込めるか検討すべきと書いてあります。

これを見ますと、既に計画はやっていかなければならないところに来ていると思います。そういったことを考えて、ぜひこの公民館をつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、本日は片名地区の活性化について質問をいろいろとさせていただきました。

1では、投票率はほかの地区に比べ非常に悪い、この状態をどうにかしなくてはいけない。

2では、それに対応して、もし国道を渡らず、町の西の奥に公民館があり、その中に投票場があったらば、高齢者も安心して投票所に行け、投票率も上がるのではないかと思います。また、道路の改良も大がかりにしなくても済むと思います。

3では、新しい施設があれば地区の集会場として使えるし、老人憩の家も新築する必要はないと思います。

4では、旧片名保育園の跡地を有効利用すれば、新しい施設を建設する場合、土地購入費などの建設費削減ができるのではないかと思います。

5では、大字の地区で公民館がないのは、地域の自治において町行政の公平性という観点から、建設の必然性が生じていると思います。

6では、区会や各種団体の事務所や会議、集会等の必然性、並びに地区の強い要望がありました。

7では、片名地区の事業に使ってもおかしくない、これまでの税金の量があることがわかりました。

8では、片名地区の、今本当に必要なものは公民館及び避難所を兼ね合わせた防災拠点であることが明白となりました。

以上を総合的に考え、判断いたしますと、片名地区に社会教育というものを通じて地域の活性化やまちづくり、また地域コミュニティーの推進を担う公民館機能と、災害時に避難場所として機能する防災拠点施設の建設の必要性があると断言できます。

いろいろと質問いたしました、最後に改めて、町長がこの公民館兼防災拠点の建設についてどのように考えているのか、所信をお伺いいたします。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

榎戸議員の片名地区に対しましての御要望につきまして、多くの質問の中から理論的に整然と御指摘をいただきましたことに感謝いたします。

ただ、私どもも片名地区の自主防災組織、地域まちづくり協議会、並びに区等が非常に熱心に今活動していることを承知しております。老人憩の家にコピー機があつて、机

があって、それがまちづくりの事務所であるという実態も承知しておりますが、老人憩の家の場所、あの土地につきましては駐車場もないし、そこで建てかえの価値があるかどうかについては区民が一番よく知っていると思えます。

次に保育園でございますが、総務部長が答弁したように、防災関係の施設を浸水区域の中につくるということは、かなりたくさんのお金をかけなきゃいけないということになります。大きさもあります。基本的な南知多町の今からの考え方は、人口減少の時代に向かひまして、平成29年に公民館等の公的施設の総合管理計画を作成します。そこで、いかに今から私たちの税金で維持管理して、大事にしていかなきゃいけないかということの、ランクづけとは言いませんが、施設が明らかになってくると思えます。

その中で、大字片名地区において、なぜ公民館ができていなかったかということ、教育長が答えたように、小学校単位で整備をするという一つの基準の中でつくらなくてはならなかった時代が仮にあったとしますと、お聞きしますと分校があったようでございまして、そのころにできていなかったということが一つの大きな原因かなとも思えます。都市計画税につきましては、新師崎、チッタ・ナポリ、そして郷中の今の対象となる多くの方がお住まいのところ、それぞれ都市計画税が、建設経済部長が答弁したように、都市計画法の中で使うところは公園だけではございません。いっぱいあるはずでございます。それを、例えば聖崎公園のように都市計画決定をしてつくった公園の管理施設としてつくろうということは、建設経済部長が答弁したように、検討していくということはあるかもしれませんが、少なくとも我々が今から片名地区でそういう公民館という縛りのない、区民の人たちが集う施設を名前にとらわれずつくろうということに関して、他の地区のそういう集会場、施設との公平性、平等性を担保しながらつくる過程においての透明性もあわせ持った中で、どういう施設ができるかなということ、副町長が答えたように、区民の人と今から協議していこうという段階でございます。

前向きで考えていることは確かでございますが、何度も言いますが、平成29年の我々の今ある施設をどういうふうに維持管理していくかということがはっきり、20年後、30年後を含めて、老朽化した50年近い建物が多うございますから、それを見て、また議員の皆様方の御意見も賜りながら、新たにつくる施設というものに関して、かなり慎重に持っていかなきゃいけないという気持ちの中でもつくる方向を考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。今の御意見を真摯に受けとめたいと思います。

最後に、改めて片名地区に公民館兼避難所兼防災拠点の建設をお願い申し上げます。石黒町長の決断力、行動力、実行力を信じております。

昨年の12月9日に片名地区で行われた町政報告会に集まった住民の皆様の熱い真剣なまなざしを思い出していただき、よろしく願いいたしたいと思います。

終わりに、町長に次の言葉、上杉鷹山という方のお言葉ですけれども、「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」という言葉をお贈りいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松本 保君）

以上で榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時55分までといたします。

〔 休憩 10時42分 〕

〔 再開 10時55分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

一般質問をさせていただきます。

質問の1番目といたしまして、南知多道路民営化をどのように捉えるか。

7月9日付中日新聞に、県道路公社が運営する南知多道路などの民営化で実施の前提となる改正構造改革特区法が国会で成立。愛知県は、今後、国に民営化計画を提出し、認可後、事業者を公募。1年後をめどに事業者を決定するとありました。

県の特区申請により、今、知多半島道路等の民営化が進もうとしています。この計画は、セントレア道路の料金半額、武豊北、りんくうに新インターチェンジ、阿久比上り、大府下りにパーキングエリアの新設など、沿線開発を含めた地域経済の活性化が盛り込まれたプロジェクトでもあり、しっかりと地元自治体、地域住民の意向をも反映させていく。また、沿線開発に係る農地転用許可に関する特例措置として、道路運営に参入す

る民間事業者が行う沿線開発に係る農地転用に関しては、長期にわたる事前調整や協議をなくすことによって、地域事情に応じた土地利用調整や許可事務の迅速化を可能として、民間事業者の創意工夫を道路運営のみならず沿線開発にまで広げ、地域活性化に最大限生かすと発表されています。

そこで質問をします。

質問の①愛知県からは、有料道路民営化については何らかの説明を受けているのか。

質問の②町としては、今回の有料道路民営化をどのように考えるか。

質問の③地元自治体として、愛知県に何らかの要望等を行うことができるのか。また、行えるとしたら何を要望するのか。

次、大きな質問に移ります。

2. 町管理施設をより有効利用できないか。

町内には、町が管理する数多くの観光施設、公民館、公園等があります。そこで、内海地区の下記施設を例として、管理施設利用状況等について伺います。

質問の①内海観光センターは、条例に義務として、観光旅行者にホール、貸し席を利用させること、内海野外劇場も観光旅行者に野外劇場を利用させることとあります。今現在、内海観光センター、内海野外劇場は、その義務を果たしているのでしょうか。果たされていないのなら、その原因はどこにあると考えるか。

質問の②内海地区の東浜小桝緑地内にある休憩施設らしき建物は、何に活用するために計画されたものなのか。当初の建物利用計画で期待した活用ができていないのか。もしできていないとしたならば、その原因は何と考えるか。

質問の③山海ふれあい会館において、高齢者の集いの場となるような、地産地消のレストラン、喫茶店等を地域ボランティアが開業することは可能か。また、当運動場をボーイスカウトらのキャンプ合宿地に活用することは可能か。そのような要望は今までになかったのか。

質問の④これから整備される内海地区町民グラウンド跡地において、地区住民が要望すれば、入場料、物品販売など営利を伴うイベントを行うことが可能になるのか。

質問の⑤町管理施設の利用について、町民から、利用しにくい、規定が厳し過ぎる、施設が有効に活用されていないなどの意見はないのか。あるとしたら、なぜ対応できないのか。

次に大きな質問に移ります。

津波避難計画の進みぐあいは。

津波避難計画について質問いたします。

質問の①現在策定中の津波避難計画の進捗状況は。計画内容はいつごろに公表されるのか。

質問の②現在策定中の津波避難計画以外に、地元から新たな避難路建設等の要望があった場合には、町としてはその建設要望に対してどのような基本方針で対応するのか。

質問の③津波被害のおそれのある全国655市町村のうち、4月1日時点で退避のタイミングなどを定めた消防団の安全手引作成済み市町村は72%の474市町村と言われている。南知多町では消防団安全手引書の作成はなされているのか。

以上、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、質問1の1、愛知県から有料道路民営化については、何らかの説明を受けているのかについて答弁させていただきます。

平成26年7月18日に、当時の愛知県建設部技監が来町され、清水議員が言われた内容と同様となりますが、空港連絡路の料金の半額、知多半島道路の通勤割引などの適用、インターチェンジやサービスエリアの新設を初め、沿線開発による地域活性化を目的としているとの説明を受けており、その後も県の担当者より数回説明がありました。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

新聞によりますと、認可後、事業者を公募し、1年後をめどにというふうに書いてあったんですけども、その辺のスケジュールはどのような感じで県は考えているんでしょうか。わかっておれば教えてください。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

ただいま御質問、スケジュールということでお答えさせていただきます。

今のところ、県も有料道路コンセッション推進室のほうから聞いております内容でございます。

ことしの27年10月にこの計画を公表されまして、27年11月に民間事業者募集をしまして、その後、1次審査、2次審査を行いまして、その後、来年の6月から7月に優先交渉権者の決定を行いまして、事業の開始が来年、28年10月というふうに聞いております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

そうしますと、来年の10月、あと1年ぐらいでこの事業が進むということだと思えます。

続きまして、2番の質問をお願いいたします。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の2と1の3につきましては、関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

地元自治体として、愛知県に何らかを要望するかでございますが、昨年、南知多道路の通行料引き下げにつきましては、中部国際空港知多地区連絡協議会を通じまして要望させていただいております。

有料道路民営化に伴う沿線開発等の地域活性化策につきましては、あくまでも事業主体は民間事業者となるため、今のところ具体的な要望については考えておりませんが、地域活性化に資するものとして、民間事業者による沿線開発には期待しておりますので、町内で事業提案があれば、町としてできることは協力していきたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、料金引き下げの要望をしているということを知りました。南知多道路というのは、この南知多町におきまして本当に生命線だと思っております、観光とか産業におきましても。ぜひとも料金が上がることがないように。そして、メリットはいろいろあると思うんですけども、デメリットの部分、しっかりと町も要望していただきたいと思っております。

そしてもう1つ、新しいサービスエリアをつくってくれという要望は、多分無理だと思うんですけども、美浜にあるサービスエリアを何とか利用していただきまして、あそこは南知多町の観光の起点になる場所じゃないかなと思っております。あそこであいているスペース等があるので、そこにおきまして、できましたらアンテナショップ、そこまでいなくても南知多町の観光の情報がわかるような、そういう施設をあそこでつくっていただく、それぐらいの要望はしていただきたいと思っております。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

今後、県のほうから直接町のほうに要望をとるのはないと考えておりますが、もしそういうことができる機会等ありましたら、そのようなこともあわせて要望できればと考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

県のほうから要望の依頼がなくても、こちらから要望することはできると思います。それはできないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

要望していくということにはできると思いますが、もう既に、多分ある程度の計画等はでき上がっていると考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうしましたら、美浜サービスエリアは、何かそういう計画情報をつかんでいるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

具体的な、美浜町のサービスエリアをどういうふうにするかという内容までは聞いておりません。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

くどくなって申しわけないと思いますけれども、ぜひともあそこは利用できる施設だと思っております、南知多町にとっても。ぜひとも要望していただきたいと願っております。

では、次の大きな質問2番に移ってください。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問2の1、現在、内海観光センター、内海野外劇場はその義務を果たしているのでしょうか。果たされていないのなら、その原因はどこにあると考えるかについて答弁させていただきます。

最初に、内海観光センターの利用について、条例には、観光旅行者にホール、貸し席を利用させることとなっておりますが、平成16年度より海水浴客へのホール、貸し席の使用は中止としております。この点から、条例の義務を果たしているかという質問には、義務を果たしておりません。

原因としまして、内海観光センター建設当時は、民間の休憩施設の収容能力に対して海水浴客数が多く、観光客の利便を図る上で、ホール、貸し席の提供を行っていました。

ただ、近年は海水浴客数の減少により、貸し席を運営する上での収支の悪化と、立地条件がいい内海観光センター内での貸し席、ホールの利用は民業を圧迫することが懸念されましたので、貸し席、ホールの利用を中止といたしました。

現在は、夏の期間中の海水浴場の監視、警備及びトイレの使用が主な利用状況となっております。

次に、内海野外劇場についてであります。この施設は、内海観光協会に管理委託を行っております。施設の機能として、ステージやトイレ及びコインロッカー、シャワーの利用があります。ステージの利用は、主に花火大会の日のイベントや地元のラジオ体操、並びに海水浴客の休憩に使用されています。夏の期間以外ではトイレとして利用していますので、条例の観光旅行者に野外劇場を利用させることという目的を果たしていると考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

今、平成16年以降は貸し席とか貸しホールには利用していないということなんですけれども、そのときに、もっとほかの方法であそこを活用しようとか、有効利用しようという意見はなかったのでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

そのような意見は聞いておりません。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

条例に書いてある、その観光旅行者にホールを貸し付けて利用させると、それが義務と条例に書いてあるので、それ以外は利用させないというのは、町の施設を有効利用させていないということだと思えるんですけれども、例えば民間事業者だったらもっと違うことを考えるかもしれませんし、その辺は有効利用すべきだと私は思うんですけれども、

いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

民間の業者に使わせたほうが有効利用できるのではないかという御質問でございますが、やはり公的施設である以上、その利用の目的が限られてまいります。公共性に資するものということでありましたらば、条件を満たせば利用させることができますが、専ら営利を目的としたような事業、もしくは特定の個人、業者などに便宜を図るような使用は目的外に当たりますので、利用はできないというふうに考えております。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

営利の問題なんですけれども、私も営利を絡んだら難しい問題が出てくるということはあるんですけれども、それだけのためにあれだけの施設、あれだけの野外劇場、何もなしで置いておくというのは、やっぱりおかしいんじゃないかなと思います。

知多市や何かの梅の館、それから新舞子のところにあるグリーンビーチなる施設、あれも知多市の施設だと聞いていますけれども、十分あそこで営利事業もやっていますし、御商売もやっております。ただ単に条例で営利目的ではだめだというならば、もう一度条例も考え直して、やはり有効利用できるということを考えなければ、これからいろんなものを建てても、管理していく上で、それが管理しやすい方法で利用できない、そんな施設ばかりつくるような気がいたします。

ちなみに観光センター、夏の間、ホールが2つあるんですけれども、借りると1日お幾らですか。それから観光野外劇場ですか、あそこも1日借りると幾らぐらいの料金なのか、教えてください。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

内海観光センターの使用料でございます。大ホールにつきましては、7月、8月の夏季のシーズンでございますが、こちらに関しましては1日当たり6万4,800円の金額と

なっております。その他の月ですと、半日で4,830円、1時間増すごとに820円。中ホールにつきましては、7月、8月は1日3万2,400円、その他に月につきましては半日3,180円、1時間増すごとに510円。貸し席でございますが、貸し席は、今現在貸し付けはしておりませんが、7月、8月につきましては大人1人610円、子供1人300円というふうに条例で規定しております。

あと、内海野外劇場につきましては、使用料のほうは特段定めはございません。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今、内海観光センター、夏の時期に1日借りると10万円、ホールを借りると10万円という、合わせたら大体10万円なんですけれども、貸し席とかそういうことで使わないといたら、そしたら会議で借りようかなと思った場合でもやっぱり10万円。そうしたらあそこは誰も使わないと思うんですけれども、その辺の料金改定とか、そういうことは考えてはいないんですか。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長(吉村仁志君)

野外センターについては、今、内海の観光協会に委託しております。町としては、お金を取るような施設ではないということで考えておりますので、今のところ、今、清水議員が言われた10万円というのは、多分協力金というような形で内海の観光協会のほうにいただいているんだと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

野外劇場、町のほうは管理せずに観光協会に任せてあるということですが、町のお金も半分入っておりますし、もし野外劇場が10万円かかるんだったら、その辺の指導もしなきゃいけないと思います。そして、条例にあります目的義務、より観光客が利

用しやすい、そういうことも考えていただかなきゃいけないと思っております。ぜひともいま一度、観光センター、野外劇場、どのように有効活用したらいいのか、検討していただきたいと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

質問の2の2、内海海岸東浜小桝緑地センターの活用について答弁させていただきます。

内海海岸東浜小桝緑地センターハウスは、海岸利用者の利便を図ることを目的として設置された施設でございます。

トイレについては、年間を通じて海水浴客及び行楽客に利用されています。また、更衣室、コインシャワー室、2階の休憩室は夏季の営業期間のみですが、有効に利用されています。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

あそこの東浜小桝緑地なんですけれども、夏のシーズンは本当ににぎわっております。しかし、あとのシーズンは駐車場も入れませんし、観光客もいません。しかし、あそこの立地条件、そして周囲の景色の雰囲気、それから公園の様子、あの辺を考えると、あそこに内海の観光の拠点を立てて、あの建物を利用して、あの駐車場を利用して内海の観光の発展というのは考えられると思うんです。一度地元の、いろいろそういう考えている人たちの意見も聞いてあげて、ぜひとも建物の有効利用というのをしていただきたいと思っております。

そして、あそこは音が出ると周りから苦情が出るから大きなイベントができないということも聞いておりますけれども、音の出ない、例えば海に一番近い、そして景色もいいものですから、あそこで海に親んでもらう公園、そんなような目的を持たせて地域の皆さんにやらせたら、より発展するんじゃないかなと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の3の、山海ふれあい会館の有効利用につきまして、答弁させていただきます。

山海ふれあい会館ですが、もともとは山海小学校として国から補助をいただいて建設した施設です。平成21年3月末に学校を廃校とし、社会教育施設に転用するという理由で、補助金を国に返還することなく、財産処分の承認等を得たものでございます。

現在、地区集会場という位置づけで開館しておりまして、管理運営につきましては公民館の規定に準じて行っています。

これまでに御質問の内容のような御要望をいただいたことはありますが、レストランや喫茶店は営利目的となることや、既存の業者さんとの兼ね合いもあり、難しいと考えております。また、不特定多数の方々が入館する施設とする場合には、建築基準法、消防法等、各種法令の規定を満たす施設に改修する必要があります。

なお、運動場のキャンプ合宿地としての使用につきましては、近隣住民の理解、トイレや手洗い場を初め、施設上の問題など課題解決が必要となりますが、ボーイスカウトなど地元の社会教育団体の利用につきましては、しっかりとした指導者のもとで適切な利用をしていただくことを条件に、キャンプ利用を認めております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

次の質問4番に移ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問2の4、町民会館グラウンドにおいて、地区住民が要望すれば、入場料、物品販売など営利を伴うイベントを行うことは可能になるのかについて、答弁させていただきます。

町民会館グラウンド自体は、スポーツ活動等のための重要な場として、引き続き利用していただく予定であります。本施設は、海水浴シーズンには、地元住民のみならず、大勢の観光客の避難者が想定される緊急時の津波避難広場としての位置づけもございます。

今後の利用方針につきましては、本年度、敷地内での機能別に各種施設の配置も含めて防災広場基本構想計画を策定し、その中でも施設整備について順次検討していく考えであります。行政財産でありますので利用に制限が生じてきます。行政財産の目的の範囲内であれば使用できますし、その目的外でも、本来の使用目的の支障にならない程度ならば使用を認められる場合があります。したがって、複合的な施設であり、近隣住民への影響等、管理運営上の問題や受け入れ体制を整えば可能となる場合があると考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今も、やっぱり近隣住民の影響とかいう話もありました。そして営利目的という話もありました。しかし、地域活性化ということを見ると、ある程度経費も必要だと思います。地域活性化、地域活性化という南知多町、みんなでやろうと、そういうみんなが声を上げてやっているのに、いざやろうとすると、営利目的とか、そして地域住民の影響という言葉でだんだんできなくなっていく。何か私は、そこが利用者と町の管理のやり方、管理の方法というのは相違があるんじゃないかなと思っております。

そして、地域住民、騒音とか言われる方も地域住民ですけれども、そこを利用しているんなことをやりたいという人も地域住民だと思っております。そして、同じ税金が入ってる以上、もう少し柔軟に捉えて、一線引くというのは難しいかもしれませんが、個々に応じてもう少し柔軟に対応していただければ、地域の人も活用しやすいんじゃないかなと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の5の、町管理施設の利用に係る皆様の御意見ということにつきまして、答弁させていただきます。

他の自治体と同様に、本町におきましても、行政財産につきましては使用目的を定め、設置及び管理に関する条例や規則を定めて管理しています。例えば公民館の場合には、これまでも御質問のような御意見をいただくことはありましたが、施設の設置目的に合致していないと判断すれば、利用をお断りさせていただいております。

社会教育法の中に公民館の事業について規定されておりまして、公民館の運営方針によりますと、専ら営利を目的とした事業などは禁止されています。特定の政党の利害や特定の宗教の支持につきましても制限されています。

なお、国から補助金等をいただいて建設した施設につきましては、いわゆる補助金適正化法の適用を受けますので、目的外の用途に変更する場合は補助金を返還する義務が生じると考えます。施設本来の目的を達成するために制約があるわけでございまして、全ての御要望に対応できるわけではないということを御理解いただきたいと思います。

公共施設は、町民の皆様の税金で運営されている施設でございまして、公平・公正な管理運営が求められますので、その点につきましても、あわせて御理解くださるようお願い申し上げます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

公民館については、教育法とかそこでいろいろな法律の定めがあるので理解はできると思います。ほかの公園とか、先ほどの観光センターとか、そういうところは町民からいろいろ要望というのとはなかったんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

町民からの要望というのは、うちのほうはそれを聞いていないと考えておりますが、ただ収益の上げられる公共施設ということで考えていきますと、公共施設の利用目的に反しない限りにおいては可能と考えておりますが、近隣住民や関係団体、民間事業者との調整ができ、費用対効果やそういうことを考えて、また検討していかなければならな

いと考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

今あります町の管理施設等を民間に委託するということは不可能なんですか、そういうことは難しいんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

全く不可能ということはないと考えますが、まだ今後検討していくことだと思います。今のところは考えておりません。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

体育館等を民間に委託している市町村もあると思っております。そして、観光協会も町から出まして民間団体としてやっていますので、そういうところに観光の全体の発展も兼ねさせて、町の公園とか何かの管理、公園の管理は難しいかもしれませんが、観光センターとかそういうものの管理をさせるというのも一度検討していただきたいと思っております。

そして、一度海っ子バスや何かで地域住民の意見をいろいろ聞いておりますけれども、それと同じような形で、町の管理施設の有効利用ということで町民の意見も聞いていただいて、吸い上げていただければと願っております。

次、大きな質問の 3 をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問 3 の 1、津波避難計画の進捗状況及びいつごろに公表されるのかについて、答弁させていただきます。

津波避難計画につきましては、平成25年度から計5回の策定委員会を開催し、本年3月に計画案を取りまとめました。その計画案につきまして、同じく本年5月にパブリックコメントにて町民の皆さんから意見募集を行い、いただいた意見を参考に計画案の見直しをし、現在策定に向けた準備を行っているところでございます。

なお、計画の策定・公表につきましては、この9月中を予定しております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

近々計画が公表されるということなんですけれども、この計画というのは、具体的にどこの避難路をどういうふうに、どこの避難場所をどういうふうに直す、そういうことが明確にあらわれているものなんでしょうか、どのような計画なんでしょうか、お願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

この津波避難計画の考え方でございますけれども、何としましても町民などの生命・身体の安全を確保するために、円滑な津波避難の実現を目指した計画であり、津波発生から津波一時避難場所への避難が完了するまでの時間を対象として計画をしてございますので、まず一時避難場所61カ所に住民の方等が逃げた場合に、その発生する時間内に避難ができるかどうか、そういった一時避難場所に逃げた場合に容量が不足するかどうか、そういった形で、不足する場合は新たな場所の検討をしていこうとか、そういった計画でございますので、具体的にいつまでに避難路をどう整備するかと、その具体的な計画までは策定の中には入ってございません。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

私、多分町民の方が一番知りたいのは、具体的などの避難経路、どの場所をどういうふうに直すかということだと思っております。今の部長のお答えですと、いろいろな現

状を検証した検証結果を出しますよということだと思うんですけど、検証結果を出しましたということで判断させてもらっていいんですか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

津波避難計画におきます整備スケジュールにつきましては、今後、地元の住民の皆様方の御意見をいただきながら、一時避難場所の選定がえや区の中での違う避難場所の選定だとか、そういった容量や避難時間を考慮して検討するなど、指摘事項を踏まえながら、優先度を考えて、実施計画や予算措置要望を出していきたいと考えております。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

1 つお伺いしたいんですけれども、例えば山海の避難路が危険だという検証が今回出た場合、その避難路を今度、実際に整備していくのはどこが整備されるんですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

先ほど部長のほうから答弁がありましたとおり、施設整備や避難場所の変更など、ハード・ソフトの両面から、避難の安全性を高める取り組みを実現する目的で計画を策定させていただいております。今年度中には、例えば避難路につきましては、町道認定されておる場合は建設課のほうの所管ということで、またソフト面につきましては、総合的な対策ということで防災安全課のほうが対応するというようなことで、そういったスケジュールになるかと思えます。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

そうしますと、防災安全課さんが避難路の危険判定等の検証をして、あとは所管の課が整備をしていくということかと思えます。これは南知多町の実際的な防災をリーダー

シップをとってやっていくのはどこになっていくわけでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、総合的に指示を出させていただくのは、防災安全課のほうでさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

もう1つ、津波避難計画でお伺いしたいんですけれども、昨年、国の津波強化対策地域に指定になりました。今回の津波計画と国の津波対策強化地域、ここでは高台移転とか、避難路等には4分の3の補助金が出るとかいろいろありますけれども、その辺は活用できるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

議員の言われます津波避難対策緊急事業計画、これが南海トラフ地震の特別措置法の関係の計画でございます。これが補助金のかさ上げという対象になるかならないかという制度になります。

一時避難場所が対象になりますこの緊急事業計画におきましては、面積の要件が1万平方メートル、1ヘクタール以上とされておりますので、今までの津波避難計画等を検証の結果、町内におきましては非常に高いハードルの対象になります。事業対象の基準や要件を満たせるような事例がなかなか難しいということで、現在、事案の検討を進めておるところが現状であります。

一方、津波避難計画の内容を踏まえまして、先ほども言いました津波避難の安全性を高める取り組みを、現在もより具体的に事業計画を進めるために、内部で検討を進めておるのが現状でありますので、よろしくお願いいたします。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

昨年いろいろな議会で津波避難計画の件を質問させていただいておりました、そのときにも、私は、ずうっと国からの補助金を何とか有効利用するために、1年かけて、町はこの補助金をいただくというか、有効利用するために、その計画を考えているのだとずうっと思っておりました。しかし、今お話し聞いたら、いろんな規定があって、全くこの補助金が使えないということでしたら、何のために1年前、一生懸命この町を津波対策強化地域にしてほしいと、そうすれば補助金がおりのからとみんなが行動したのか、そこがよくわからないんですけれども。

続きまして、次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問3の2、津波避難計画以外に地元から新たな避難路建設等の要望があった場合には、町としては、その建設要望に対してどのような基本方針で対応するのかについて、答弁させていただきます。

津波避難計画は、町内61カ所の津波一時避難場所への避難を軸に、最終的に津波に対する避難の安全性を高めていく取り組みの方針等について定められています。避難路、避難経路や避難場所の整備については、津波避難計画に定められた方針に沿って行う考えであります。津波避難計画で想定していない箇所での整備について要望があった場合につきましては、計画の趣旨に沿った内容であるかどうかを踏まえた上で、有効性、実現性、優先度、費用により判断させていただく考えでございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今現在、計画されています津波避難計画というのは、収容性とか、それから経路の安全性とか、それが十分今の地域で満たされているかいないか、そこを検証していると思うんです。それにおいて、もし必要な場所があれば、今の計画の中で多分実施されるものだと思います。それ以外のものを住民さんが、もしここに避難路を欲しいという話が

出てくれば、私は町のほうの答えというのは、既設の避難路で十分収容性とか、それから安全性とか確保できるから要りませんよという答えが出てくるんじゃないかなと思っております。そう思いますと、何か地域の住民の皆さんの芽をどんどん潰していくような気がします。財政的な面もあるかと思うんですけども、1つの避難所じゃなくて、2つ、3つ、この南知多には1カ所に逃げるに当たりましていろいろな方向から逃げていく、そんなのが必要かと思っておりますので、ぜひとも余りかたい考えにとらわれずに、柔軟に考えていただければと願っております。

次、3番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問3の3、南知多町では、津波に対しての退避等を定めた消防団員安全手引書の作成はなされているのかについて、答弁させていただきます。

町では、平成26年4月に大規模災害を想定した南知多町消防団地震・津波対策基本行動マニュアルを作成し、各分団（班）に配付いたしました。このマニュアルは、退避ルールとして20分前には作業を終了または中断し退避するよう、大地震や津波発生時に消防団員がとるべき行動の基本方針や活動フローチャート等を定めており、消防団員の安全手引書にかわるものと考えております。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今の防災計画の中では、消防団は、津波警報が出た場合はどのような活動をされるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

町の消防団の地震・津波等の行動であります。

まず、町のほうから各分団のほうに行動マニュアルということでお示しをさせていただいておりますが、これは地域防災計画書に準ずる内容でお示しをさせていただいてお

ります。ということは、具体的に申しますと、樋門、水門等の閉鎖作業を初めとしまして、それぞれの地区で火災が発生したときの消火活動、あるいはけがをされた方の搬送等の業務、最終的には津波が近づいてきた場合に、率先避難ということで、住民の方と同様に避難をさせていただきまして、住民の方の避難の誘導を行う形をとる予定であります。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今のお話を聞きまして、いざ災害というときには、消防団の個々の判断というのは大変重要ななと思っております。東北大震災の場合におきましても、消防団の人が一番犠牲になったという話も聞いておりますので、いま一度消防団の皆さんの安全な手引書、そういうのをつくっていただきたいと願っております。

そして、最後に町長にお伺いしたいんですけれども、もうすぐ公表されます町の津波避難計画、本当にいいのだろうか。私は、もっと何か南知多町として骨太の、こういう方針だというのをありまして、それに基づいて、防災安全課さんを中心にして各課の人が行うべき、そして、それに付随して各地区の防災協議会の皆さんがやるべきだと思っております。何か骨太のところがいまいち私はよくわからないんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(松本 保君)

町長、石黒君。

○町長(石黒和彦君)

津波避難計画にいたしましては、清水議員が御指摘のような、まず完璧なものができるんじゃないかというものに関しては、そうではございません。それは、昨年5月30日、愛知県のほうから被害想定が出ました。そこである程度の数値が明らかになってまいりましたが、それを南知多町にとりましては、住民と、それから観光客のお客様、そのお客様が、例えば夏の8月の一番ピーク時に、どの程度、一時避難所につきましても用意しなきゃいけないのかという基準をつくらないと、容量というのは決定してきません。ですから、それを1年かけて、まず一番最初に避難路につきましては、昨年からお答えしておりましたが、危険度判定調査というのが去年3月で終わりました。それは今まで

皆様方から言われた一時避難所に対する経路につきまして、安全かどうかというものを全部3月までに出したわけです。それと、先ほど言った津波避難計画をつくるために、どれだけの人をどれだけの時間に用意しなきゃいけない場所として不足しているか不足していないか。それに対して、できている部分については、安全性が確保していれば容量としてオーケーになるわけです。そうじゃないものについては、足らなかつたらつくらなきゃいけません。それから危険度判定調査をした避難路については、危なければその道は使えません。それを防災安全課を中心にして、皆様にお示しする計画の部分があります。

ソフトの件に関しましては、自主防災組織を充実していくとか、それについてはちょっと置いておきます。

ハードの面におきましては、その中で津波避難計画を、なぜそういう完全な形でつくれなかったのかということについては、時系列的な関係と物理的な時間と、そういうもので推察していただきたいと思います。

それで出したものについて、清水議員も町民の皆様方も一番大事に思っているのが、おかしいじゃないかということのを補完するためには、アクションプランをつくらないかかなということなんです。足らなかつたらそれを補填するにはどうしたらいいかということになってくると思います。

ですから、容量がこれだけ不足していますよという地域がはっきりしました。そうしますと、例えば道路を一時避難所としますと、ここからここまでの間に何人という形で、1平米1人という形で容量を算定するわけですから、その上まで行けばいいじゃないかということになるわけです。その上まで行くためには、ここは何人足りないからこれだけ今から追加しましょうと。それで追加するとき、そこについての危険度判定調査もまたやらないかんわけですね。そうしながら大至急、容量も十分、それから危険度判定調査をした経路も安全であるというものを早急にアクションプランの中から整備していこうと。それが防災安全課のコントロールのもと、例えば建設課がそれを請け負ったり、実務的にはそうなるような形になると思います。

もう1つ言われましたかさ上げ、今の津波避難計画、それから危険度判定調査をしないと、例えば安全交付金や何かの申請をしましてもその対象になりませんので、計画がつくってあることが大前提となるし、危険度判定調査をしていることが大前提となって、危ないから直すということになりますね。もう1つの3分の2というかさ上げにつきま

しては、さらに津波避難緊急事業計画というのをつくりなさいと。一般にある避難計画以上に、緊急性と大事な命を守るために必要であると。それに対して、特別な計画をつくらないとその対象になりませんよと。

それを防災安全課長のほうがお答えしましたが、一時避難所なんかは1ヘクタールが最低限という縛りがあるんですね。1ヘクタールだと1万人ですよ。うちの人口から考えても100メートル・100メートルのエリアを、しかも公共の用地で提供する場所なんて、あそこの旧新運動公園とか、そういうところになってしまいます。ですから、その要件を緩和してくれという要求はしていかないかと思えますけど、1避難場所としての3分の2のかさ上げ基準に合うような場所は検討していないなということでございます。

そうしたら、もう1つ対象になる避難施設はどうかと。ここら辺で知多信のことがございました。知多信のビルがそういうものの対象になったとします。それを新たに南知多町でつくるときに、総務部長が答弁しましたけれども、緊急性、それから平等性、それから費用対効果とか、そういうものを皆さん地元の人と協議しながら、例えば15人のために避難津波タワーが要るかとか、そういうために幾らお金がかかるんだとか、3分の2の補助があったとしましても。それも含めて、今度の津波避難計画の中で明らかに不足したものをお示しできることになりました。その不足しているものに対して早急に対応していかなくちゃいけないと。それが我々に課せられた計画となる位置づけと、私は理解しております。

ですから、そういう意味で、さらなる安全・安心なまちに対しまして、現場はここがいいよとか、避難路でもおっしゃるとおり、避難路と避難経路とありまして、避難路に対して我々はブロックがあつたり何かするのを、ブロックを倒れないようにするとか言いながら避難路を確保すると。でも町民の皆様やお客様はどこを通ってくるかわかりません。それが避難経路だとしますと、ここで想定した1避難場所の人数とまた狂ってることがあるわけでございます。そういうことも自主防災組織、あるいは区長様、いろんな方々とその辺の観光客の動向、そういうことを考えながら、基準はつくりましたので、その基準が甘いとか、それはパブコメで出てくるはずですので、それを勘案しながら、ぜひ皆様方に一緒になって、補完しなくてはいけないところに対しての補完を早急にできるように、いろんな意味で御協力を賜りたいと思っております。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

町長、ありがとうございました。

町長の手腕に南知多町の安全がかかっておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせてもらいます。

○議長（松本 保君）

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後1時までといたします。

〔 休憩 11時53分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1番、保育所通園環境の整備についてを質問させていただきます。

子供の数が減り続ける本町においては、若い世代の子育ての環境の充実が急務だと思います。豊浜の場合、保育所に通う児童の数は、20年前に比べて半分以下に減っています。施設も、かつては私立の施設を含めて豊浜に3カ所、豊丘に1カ所ありました。平成15年度から中洲保育所が廃止されたのを初め、平成17年度には豊浦保育所が、また平成24年度には須佐保育園が廃園になり、今では、かるも保育所の1カ所になっています。

豊浜、豊丘の各地から保護者の方が毎日保育園に児童を送り届けていますが、かるも保育所に通じる道路は道幅が狭く、場所によっては車のすれ違いができない場所もあります。

豊浦保育所の廃止以後、豊丘地区から豊浜のかるも保育所への通園は、細い山道を通っての園児の送迎が行われています。通常の交通事故防止に加えて、地震などの災害時の安全性は確保されているのか、不安を感じます。かるも保育所のこういった道路状況については、以前にも町に要望し、県の事業として整備をしていただきました。当時に

比べれば改善されたものの、まだ十分整備されたとは言えない状況です。その後の須佐保育園の閉鎖などから、新たに車で送迎される方も見えます。

そこで、かるも保育所への通園の便利性と安全性の向上のため、道路の拡幅やすれ違いのための場所の確保などを含め、保育所の通園環境を整備し、子育てを応援していくことについて以下の質問をします。

1. かるも保育所への通園する児童のうち、自動車で送迎されている児童の数と割合は把握しているか。

2. かるも保育所の水路を地中化して、道路幅を広げることはできないか。

3. 送迎の保護者の車が安全に駐車できるスペースはあるか。

次に2番、一時避難場所の整備と児童の安全確保についてを質問させていただきます。

本町は南海トラフを震源域とする地震津波避難対策特別強化地域に指定され、現在、一時避難場所の整備や津波避難計画の策定などが進められていることと思います。

しかし、まだ一時避難場所については地域の人々が安心して避難できるように整備が完了していないところがあるように思います。また、この豊浜地域におきましても、広い範囲で浸水の危険があり、豊浜小学校もその区域に含まれます。浸水区域にある小学校に通う児童の地震・津波避難対策について、避難先の確保や避難誘導の仕方、登下校時の安全性などについて十分な対応が必要だと感じています。

そこで、地震、津波などの災害に対する地域の一時避難場所の整備状況と通園・通学時を含め、災害発生時の子供の安全確保についての以下の質問をします。

1番、本年度実施される地域の一時避難場所の整備予定はどうか。また、未整備の場所はどれくらいあるか。

2番、豊浜小学校児童の地震・津波からの避難方法はどのようになっているか。また、登下校時の安全対策はどうか。以上です。

再質問は、自席にて大きい質問ごとにまとめて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

それでは、1つ目の保育所通園環境の整備についての御質問のうち、1の1は私から、1の2は建設経済部長から、1の3は私から説明をさせていただきます。

まず御質問1の1、かるも保育所への通園する園児のうち、自動車で送迎されている

園児の数と割合は把握しているかにつきまして、答弁させていただきます。

平成27年9月1日現在、かるも保育所に入所している園児は96名であります。そのうち、自動車で送迎されている園児は92名で、その割合は95.8%であります。

なお、かるも保育所に入所している園児の世帯数は35世帯でございます。以上です。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは質問1の2、かるも保育所下の水路を地中化して道路幅を広げることはできないかについて、答弁いたします。

かるも保育所園児の送迎時に車のすりかわりで苦慮していることから、県は地元要望を受け、平成23年度から待避所設置事業を実施しているところであります。

国道側より順次実施し、今年度は3カ所目である保育所下の県道のり面への待避所設置を設計しているところであり、まずはこの工事を早急に実施していただくよう要望しているところであります。

議員が要望する水路への道路拡幅につきましては、3カ所目完了後にその効果と通行の状況を踏まえ、実施の可否を県と調整させていただきたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

御質問1の3、送迎の保護者の車が安全に駐車できるスペースはあるかにつきまして答弁させていただきます。

その前に、先ほど答弁させていただきました1の1の関係で、園児の世帯数を私間違えて35世帯と申し上げました。75世帯の誤りでございますので、よろしく申し上げます。

送迎の保護者の車が安全に駐車できるスペースの御質問でございます。

かるも保育所には、送迎の保護者の車が駐車できるスペースといたしましては、園舎に隣接する駐車場に15台、保育所に入るための道路の入り口付近の県道に面した場所に4台駐車することができます。

なお、送迎の車で混雑する場合は、保育所の職員が交通整理をして、安全に駐車でき

るように努めてまいっております。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7 番、吉原君。

○7 番（吉原一治君）

再質問の前に、先にちょっと質問させていただきますが、通園の道路もそうですが、もっと広い場所に移転する考えはあるのでしょうか、ないでしょうか。お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

かるも保育所をもっと広い場所という御質問かと思えますけれども、町といたしましては、新しい場所にかるも保育所をつくるという計画は今現在ございません。

(7 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7 番、吉原君。

○7 番（吉原一治君）

かるも保育所の道路状況については、以前より改善されましたが、まだ完全とは言えないところがたくさんあるので質問させていただきますが、保育所の駐車場でございますが、私、24年ごろだったかと思いますが、保育園へ行きましたときに、雨が降ったときでしたので、そのとき下が雨でぐちゃぐちゃで、何でこんなことができないのだと思いつつながら町のほうへお願いして、保育所の一部を舗装してもらいましたんですが、まだ一部舗装されてない部分があります。この間も、雨の日に保育所まで出かけて様子を見てきました。その状態ですが、やはりその部分だけが普通の靴では歩けないような状態がありましたので、きょうはそういうことでちょっとお願いしたいんですが、あと5分の1ぐらいのスペースなんですね。できたら、この一部でも舗装してあげてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

かるも保育所園舎の横の職員が駐車する敷地のところが未舗装であるというのは、承

知をしております。かるも保育所につきましても、建設から35年以上経過をして、大変古くなってきておりまして、いろんなところが悪くなってきておるという中で、危険度を優先いたしまして、危険のあるところは当然やっていくという部分と、また現場の職員や先生にいろんなことをお聞きしまして、そういったことが必要なら検討していきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(松本 保君)

7番、吉原君。

○7番(吉原一治君)

ぜひお願いします。

答弁の2番目ですけど、3カ所目である保育所の下の道路ですね。場所はどの辺なんですかね、これは。

○議長(松本 保君)

建設課長、田中君。

○建設課長(田中吉郎君)

3カ所目の待避所の場所につきましては、保育所からおりてきまして、県道を国道側に20メートルほど行ったところに県道ののりがあるもんですから、前に議員より要望があったところを、今現在、そこを進めているところでございます。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(松本 保君)

7番、吉原君。

○7番(吉原一治君)

そうすると、その場所ですが、県道から斜めに田んぼがありますね。あの傾斜のところはやっぱり県のものだったんですか。

○議長(松本 保君)

建設課長、田中君。

○建設課長(田中吉郎君)

その件も含めまして、県道ののりが、道路敷がどこまであるのかを、今、県が調査中ということでございます。

(7番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

そうであれば、そこだけが本当に狭いところで、誰が見てもわかると思いますので、よろしくをお願いします。

それで、豊丘方面から保育所に来る大井豊浜線ですが、七曲の道路を走っていきますと、路肩にひびが入っているところがあるんですね。このひびは、きのうみたいな雨が降ると、だんだんとひどくなるような状況になっております。こういう場所においても、地元の人からも、あれ何とかならんかというような要望もありまして、ひびが入っておるということは、かなり危ないんじゃないかなと思いますので、どうですか、そちらのほう、できたら直してもらいたいようなことはできませんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

路肩のひびは大丈夫かということでございますが、この点県にも確認しておりまして、知多建設事務所は定期的に点検を行っておりまして、すぐに崩れるというふうには想定していないということでございます。これからも点検を定期的に行いまして、危険と判断されるようであれば、何らかの補修をやっていくというふう聞いております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

こういう台風が来ると、最近雨が多くて、土砂災害というのが本当に起こりかねますから、ぜひ大事な小さい子を送っていく道でもありますし、またこの道は、今カーナビというものがありまして、その中にも入っているようなことがございまして、かなり車が通るそうです。それで、2カ所ばかり町のほうにお願いして、避難路もつくってもらったことに関しては、この近くで生活をしている住民の皆さんは本当に喜んでおられるようなことも聞いておりますので、どうかみんなが安心してすりかわりができるような道をつくっていただければ幸いです。ありがとうございます。

じゃあ、2番へ行ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、2つ目の御質問、一時避難場所の整備と児童の安全確認についての御質問のうち、2の1は私、総務部長から、2の2は教育長から説明させていただきます。

それでは、2つ目の御質問2の1、一時避難場所の整備予定は、また未整備の場所はどれくらいかについて答弁させていただきます。

本町では、平成23年度から24年度にかけて、標高10メートル以上の高台に、まず命を守るために一時的に避難する場所として、各地元区長さんより町内で61カ所の津波一時避難場所を選定いただきました。

津波一時避難場所につきましては、既設の道路や広場、公園、空き地等を活用させていただいておるものでございます。ただし、これまで関連する避難路や誘導案内のための看板等は、整備・設置をしてまいりました。

間もなく策定に至る津波避難計画においては、一時避難場所の安全性や機能を高めるための整備や取り組み例について定めており、この計画に沿って、今後、整備の対象となる津波一時避難場所について対応していく考えでございます。

避難計画で指摘している項目を事由別に示すと、まず観光客を含んだ避難者による一時避難場所の容量不足に対するスペースの確保が必要とするものが11カ所で、一時避難場所の敷地内の整備・改修が必要となるものが2カ所と、一時避難場所に向かう避難路、避難経路の整備等の必要なものが12カ所などとなっております。

なお、本年度の避難路の整備については、4カ所を予定しております。

今後は、この結果をもとに、有効性、実現性、優先度、費用を協議し、具体的な事業実施の計画を早急に定めていきたいと考えております。以上です。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の2の、豊浜小学校児童の地震・津波からの避難方法と、登下校時の安全対策につきまして答弁させていただきます。

豊浜小学校におきましては、震度4以上の地震が発生した場合には、運動場に避難い

たします。また、大津波警報が発令された場合には、標高15.5メートルの南知多町役場駐車場に避難いたします。

なお、子供たちを保護者に引き渡すことを想定し、さらに高い標高41.8メートルである豊浜中学校に避難することも検討しています。災害への備えが非常に大切でありますので、豊浜小学校では、毎年、南知多町役場の駐車場に避難する訓練を実施しています。

次に登下校時の安全対策ですが、平成24年度に町教育委員会が作成しました学校防災マニュアルに沿って防災教育を推進し、子供たちみずからが安全を確保するための判断力や行動力を養うよう努めています。ビデオなどにより津波の恐ろしさを知ったり、大きな地震が起こった場合の約束事とか、学校にいるとき、家にいるとき、通学途中など、それぞれの場面での避難の仕方なども考えさせるようにしています。

これからも防災教育を充実させながら、災害時における対応力を身につけさせるよう努めてまいります。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

この一時避難場所ですが、豊浜地区においてまだやってないところは何カ所ぐらいありますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

あくまでも私のほうでお答えさせていただきますのは、先ほど来出ております津波避難計画に基づきまして、津波一時避難場所の整備が指摘をされておるところということでお答えさせていただきますと、豊浜におきましては2カ所ほど御指摘を受けております。

なお、今後、その関連で避難路整備も予定されておりますので、今年度、豊浜では2カ所、整備を予定しておる箇所がございます。

(7番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

その2カ所はどこですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

地区名におきましては、半月地区と新居地区でございます。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

豊浜に14カ所、一時避難場所があるんですが、今回、私もずうっと自分なりに歩いてみましたけど、やはり神社とか公園ですね。それからお寺とかいうところは常に人が行き来していますから、いつもきれいで心配ないんですが、豊浜の富士ヶ根におきましても、前の台風のときからちょっと崖崩れみたいなところが出てきました。やはり富士ヶ根といっても、地震が震度7弱など起きたら、あそこは間に合うかなというような、そういう感じも受けましたし、それで中洲地区が山へ登っていくところが少ないんですね。大久郷というところですかね。畑とかそういうところは道も悪くて、また畑の場所的にも草がぼうぼうで、ここで避難するというような状況じゃないところが2カ所か3カ所ありました。畑というのは、個人で持っている人に了解を得て畑を使ってくれという感じでよろしいですか、いかがですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

議員御指摘のとおりで、私有地につきましては、そちらの地主様の同意を得まして、地域から今まで上げていただいた手法をとっておりますので、今後もそのような形をとりたいと思っております。

なお、済みません。先ほど私避難路で豊浜2カ所ということで、半月地区と新居地区ということで紹介させていただきましたが、半月につきましては24年度に整備をさせていただいた実績を含めてお答えしましたので、本年度につきましては新居地区の1カ所

でございます。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

一時避難場所の選定につきましては、平成23年、東日本大震災を踏まえまして、早急に高台に避難場所を確保するという趣旨で区長さん方をお願いをしたわけでございます。町といたしましては、高台のほうに公有地、公共用地があればいいんですけども、なかなか町の土地で高台にある場所が少ないということもありまして、地元の区長さんをお願いして、区民の中で逃げる場所を確保していただいて、区民の中で地域は地域で守るということで、そういった区域につきましては草刈り等も地元でやっていただける、そのような形で選定をしていただいておりますので、そこら辺、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

今、私たちがいつもそう思うんですが、なかなか逃げるところがないと、住民の人からも結構言われるんですね。そういうことを言われても、自分たちとしては何とかしてやろうと思っても、やはり町と区というのか、かみ合わんというのかね。なかなか住民の人が、あそこをちょっと設けてくれとか、頼まれる部分もあるんです。私の前の清水議員と一緒になんですが、町が責任を持ってやるのか、区が責任を持ってやるのかと言われて、今答弁で言われたようなことは地元の区がやるということなんですが、やはり区長というのは豊浜において1年でかわるケースがありますもんですから、どうしても後を継ぐということがないもんですから、そのときはきれいにしても、なかなか引き続いてその場所をきれいにするということがないと思うんですね。だから、たまたま見に行った場所が、何だこれは、これが避難場所かと。こういうのがきっとあると思うんですね。そういうところを、町のほうとしても、1年かわったら引き継げるような状況というのか、新しい区長さんに言ってもらって把握してもらおう。そういう後をやっていくということが、ずうっと続いてうまくいきゃあいいんだけど、1年で区長がかわってしま

うもんだから、どうしてもそういうケースがあると思うんです。

そうしたことも踏まえて、みんな町にやってもらっているんじゃないですが、みんな住民は町をどうしても頼りにするケースが多いと思うんですね、どんなことにおいても。ただ避難場所があそこにあるから、あと俺は知らんというんじゃないくて、常に、いつ来てもおかしくないという想定がありますもんですから、ぜひそういうところも町の方々も気をつけてやってもらいたいなと思います。

最後ですが、小学校の横を通る都市計画道豊丘豊浜線です。小学校の子どもさんたちが逃げるにしても、これは大事な道だと思うんです。今の計画等、できたらちょっと参考に聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

都市計画道路豊丘豊浜線がいつごろ開通するかという御質問だと思います。

スケジュールの関係でございますが、用地買収をこれからやっていくという関係で、いつごろ開通するかというのはなかなか申し上げることはできませんが、今年度、用地買収のための用地測量を実施しまして、来年度に建物、土地の物件調査、鑑定評価を行いまして、その後に用地買収に入るということで、県におかれましては確実に事業を進めていただいております。

それから、この路線につきましては、毎年、県建設部知多建設事務所におきまして、土木事業要望会という場を設定しまして、町長、それから今年度につきましては議長さんにも一緒に同行していただきまして、この路線は南知多町としては最重要項目だということ、開通を早期にお願いしたいということ、強く要望しているところでございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ぜひ早く実現してもらおうことをお願いします。

町の人口減少がとまらず、その危機感が高まっていますが、子供の数が回復しない、人口減少はとまりません。そのためには、若い世代が安心して子育てができる環境が必

要だと思えます。そのために、結婚や子供を望む若者がふえていると思えます。若者が結婚や子育てに関心と希望を持てるように応援していただきたいと思います。

地域の安全確保はもちろんのこと、学校や保育所に通う子供たちの安全もしっかりと守っていける町を目指していただきたいと思いますので、よろしく願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、吉原一治君の一般質問を終了いたします。

次に8番、鳥居恵子君。

○8番（鳥居恵子君）

ただいま議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上にて通告書の朗読をさせていただきます。

なお、再質問がある場合は議席にてさせていただきます。

大項目1. 小・中学校の適正規模・適正配置について。

我が国は、2008年（平成20年）をピークに人口減少社会に移行したと推定されています。日本全体の人口を維持していくためには、合計特殊出生率の改善が前提となり、子供を産み育てる環境を整えることが強く求められるところです。

そのような状況の中で、若者の流出が続き、子供の数が減り続けている我が町において、子供たちを取り巻く教育の質や環境は強い関心を集める課題ではないでしょうか。

文部科学省は、ことし1月に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を作成しました。学校の規模、配置の基準の見直しは60年ぶりと言われていますが、この改正の目的と狙いはどこにあるのか。それが子供たちの学ぶ良好な環境に結びつくものなのかについては、保護者を初めとして、実際に子育てを行っている方やその経験のある方などを含めて、慎重に討議する必要があると思えます。

そこで、本町の小・中学校におけるクラス編制などの実情と、学校の配置に関する今後の方針について、以下の質問をします。

(1)各小・中学校のクラス編制の実情はどうなっているか。今現在、町内の学校で最も児童数の少ないクラスは何人で編制されているか。

(2)文科省の手引の中では、学校の統廃合の基準についてどのように定められているか。また、従来の基準から改められたのはどのような点か。

(3)学校の配置・統廃合に関して、今後、地域や保護者の意向について把握し、反映

させていく考えはあるか。

(4)学校の規模や配置について、一律の基準ではなく、地域の実情に合わせて、町として独自の基準を設けていく考えはあるか。

(5)学校の統廃合は教育行政における大きな課題だと思うが、今後どのように検討していくか。

2. 学校給食における地元食材の活用と食育の推進について。

子育て環境の重要な位置を占める学校教育について、地域の特色を反映させることは魅力ある教育の推進に資することだと考えています。

学校給食については、栄養状態に恵まれた現代の食料事情のもとでも、成長期にある子供にとって、健康を維持することに加え、将来の健全な食習慣を身につけるという意味において重要性を持っています。しっかりとした食育が行われることは、保護者の方たちも高い関心を寄せるところです。

海の幸、山の幸に恵まれた本町では、学校給食においてほかの自治体にはない特徴と、高い質を実現できる環境にあると思います。ぜひこの環境を生かして食を通じて子供たちが地域の特色や食文化を理解するとともに、ここで生産される食材にかかわる自然の恵みや農漁業や水産加工業など、この町の産業の大切さを学んでほしいと思います。

そこで、学校給食における地元食材の活用状況と食育の推進について、以下の質問をさせていただきます。

(1)本町の小・中学生について、朝食や夕食が毎日規則正しくとられていないなど、食習慣に関する問題の把握は行っているか。また、問題を把握した場合、食習慣の改善指導などは行っているか。

(2)地域で生産される食材として、具体的にどのようなものが給食に活用されているか。また、地元調達割合はどのぐらいか。

(3)本町の特色を生かした食育の推進について、独自に取り組んでいることはあるか。
以上です。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の大きな1番、小・中学校の適正規模、適正配置につきまして答弁させていただきます。

まず御質問1の1の、各小・中学校のクラス編制の実情でございますが、本年度、小学校6校はいずれの学年も単学級、つまりどの学校のどの学年も1クラスしかないという状況でございます。中学校5校につきましては、2クラスある学校・学年ですが、内海中学校の3年、豊浜中学校の1年と3年であり、ほかは全て1クラスです。

次に、最も児童・生徒数の少ないクラスですが、小学校では、大井小学校の2年、師崎小学校の6年、篠島小学校の3年がいずれも9人です。中学校では、篠島中学校の2年と3年が15人ずつとなっています。

次に、御質問1の2、文部科学省の手引きの改正点等でございますが、国は以前より適正な学校の規模として、小学校は1学年2クラスから3クラス、中学校は4クラスから6クラスとしていました。今回示された手引におきましては、クラスがえができないほど小規模になった場合は速やかに統廃合を検討するか、統廃合ができない場合はデメリットを解消する対策に取り組むか、選択を促す点が追加されました。

また、通学距離の目安として、これまでは徒歩を前提に、小学校は4キロメートル以内とされてきましたが、スクールバスなどで通う場合も想定し、おおむね1時間以内を目安とすることが示されました。

参考ですが、昨年5月に財務省の審議会は、教員の人件費など学校に係るコストを削減する上で、統廃合を積極的に進めるべきだという考えを示されました。しかし、文部科学省は、一方では学校がなくなることで地域コミュニティの衰退を懸念する声もあり、今回の手引におきましても、地域が抱える事情や課題はさまざまであり、最終的に判断するのは市町村だとして、自治体への配慮もなされています。

次に、御質問1の3の、地域や保護者の意向の反映ということにつきましては、皆様の意向を伺うべきであると考えています。

現在、教育委員会で検討しておりますが、今後、児童・生徒数の見込み、人口減少予測による将来の課題、教育委員会としての教育環境の整備などを整理した上で、アンケート調査の実施等によりまして皆様のお考えを把握させていただきたいと考えています。

統廃合の議論におきましては、いろいろな御意見があろうかと存じます。今までにもさまざまな御意見をいただきました。例えばですが、学校もないところには人は住まない、統廃合は過疎化を早めるといった御意見もございました。また、このままでは切磋琢磨する環境にない、せめて好きな部活動をやらせてあげたいという御意見もいただきました。皆様のお考えが異なり、地域や保護者の意向を全て反映することは現実的には

難しいと考えますが、子供たちにとってよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

次に、御質問1の4の、地域の実情に合わせて独自の基準ということでございますが、文部科学省の学校統廃合の手引におきましても、地域の実情に応じた対応が示されており、学校規模において一律の基準を適用するわけではないとされています。例えば、離島や山間部などの地理的な事情も考慮が必要ということでございます。離島を特別扱いしないでほしいという声もいただいておりますが、昨年度実施しました町総合計画中間年度を迎えるに当たってのアンケート調査の結果、離島につきましては、現状維持を望む声が圧倒的に多かったということもございます。

学校統廃合の検討に当たっては、子供の学びを第一に考えるわけですが、地理的な問題や安全・安心も大切です。地域の実情も勘案しながら、弾力的な対応をする場合もあり得るということで御理解いただきたいと思います。

次に、御質問1の5の、今後の統廃合の検討でございますが、文部科学省がまとめられた手引には、学校統合の検討を行うに当たって留意すべき点が幾つか示されています。例えば地域とともにある学校づくりへの配慮、先行事例の研究・検討体制の工夫などに順次取り組んでいく必要がございます。

また、既存の学校に統合するのか、いつ統合するのか、どうやって統合するのかといった点を整理する必要がございます。統合しない場合には、小規模校のデメリットをどのような方法で解消するかなど、さまざまな検討が必要になります。課題や可能性につきまして、いろいろな角度から検討していきたいと考えています。以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

本当にすごい悩ましい問題だと思うんですが、今おっしゃってくださった人数の1桁の人数で学校にいる子たちの母親とか保護者とかは、何か学校に向けての意見とかはございますか。苦情ではないですけど、例えば少ないとどうしてもいろんな問題が、全体の子が少ないんですからあれですけども、その中で1クラス9人とか、今おっしゃったような、その中で保護者の意見は何かございますか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

保護者の声をいただいておりますが、先ほども保護者からのいろんな意見をいただいておりますということを申し上げましたけど、特に部活動につきまして、中学校につきましては部活動の選択の幅が少ないといったことで、人数が減りまして幾つか廃部になったクラブもありまして、そういったものへの対応について、困ったとか、何とかしてという御相談もありますし、また地域のクラブ活動をやってみえる指導者の方からは、例えば共同のクラブ活動、そういったものを協力するので何かできないとか、いろいろ建設的な御意見をいただく場合もございます。

また、逆に人数の少ない中で子供を見ていただけるのでありがたいとか、そういう声もございますので、先ほども答弁いたしましたけど、皆さん方の賛成・反対とか、いろんな声がございますので、それらを全て反映するということはやはり難しいものですから、当然検討に当たりましては、例えば統合する場合は、統合しない場合のメリットを生かせるような、統合した場合も持っていかないといけないということと、逆に統合しない場合は、統合しない場合のデメリットを打ち消していかなければいけないということになろうかと思っております。以上です。

（8 番議員 挙手）

○議長（松本 保君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ただ、今の現状としましては、今現在の生徒数よりも、数字が平成33年には小学生は全体で662人と予測されます。そして、中学校は378人と予測されます。5年、8年たつて、10年たつと、本当に生徒が少なくなるというのが予測されますが、今ここで議論もすごく大事だと思いますので、既に始まっているのであれば、ぜひ統合する、統合しない、そして前に1中5小の発表をされて、それに向かって進んでいると思うんですが、今ここでそれが本当に正しいかどうかということも含めて1個ずつ決めていただいて進むというのが、以前小学校の統合はすごい激しい反対運動も起こり、傷つくというのか、その結果、子供たちは伸び伸びと学校に行ったりして楽しんでいるような気はしますが、その経過において親御さんたちが悩む時期もすごくあったと思うんですね。

それが子供たちに影響しているということは事実なので、何とか早くスタートをして

いただいて、小規模のクラスでやるならやる。今そういったこともよく言われていますが、どちらかを選ぶとしても、この町は、例えば中学校は統合するけど小学校はそのままで、各地区でコミュニティーしながら育てていこうとか、いろんな結論はこれから恐らく出てくるというのか、今までの概念というのか、それでなくてもいければ、それから文科省が出した手引が、最初私は実は町が勝手にやれそうな感じがしました。学校が自由に町の考えで、田舎は田舎に合った学校がつかれるんじゃないかなという考えもしましたが、今お聞きしますと統合ありきみたいなところだと思うんですが、それでもやはり町全体で考えていく場所というのか、もう既に始まってはいるんですかね。それから今から始めるところなんですか。でも、アンケートをとっているということは、それに向かっておとりになっているんでしょうか、教えてください。

○議長（松本 保君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

統廃合の議論は進んでいるのかという御質問をいただきました。

以前からお答えをさせていただいておりますが、教育委員会で検討を進めている状況でございます。

それで、学校統合の問題を検討していくときに幹となるものというところなんですけれども、やはり学校というのは地域のコミュニティーの核というところもありますけれども、教育委員会としては、それは十分重要視しつつも、子供たちの教育の改善、今の教育環境の改善を幹にして、特に中学校については子供が思春期であるという大事な時期にクラスがえもできない、また教科担任の問題、そういったところも含め、どうした教育のあり方がいいのかというところを基本にしておるわけでございます。

もちろん教育というのは、教育基本法の第5条の中で規定しております。学校の教育というのは、教科、勉強を教えることだけが全てではなくて、一人の人間を社会性を持った、自律性を持った立派な成人として育てるとというのが義務教育の目的でもあります。そういった視点に立って、学校規模の小規模化を解消するというのは非常にメリットのあるところでもあるだろうというところでもありますけれども、先ほど教育長も申し上げましたが、離島という難しい問題がございます。そうしたところも含めて今検討しておるところだということですので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。本当にそのとおりだと思います。

子供中心で、子供の今の時期、特に中学生は受験も迎えますし、人間形成も小学生からずっともちろん培うわけですけれども、ただ残念なのは、いつも思うんですけど、生まれた場所と子供の教育が決して平等でないなというところをいつも感じています。それは家庭が3で、学校が3で、地域が3と言われている教育の柱なんですけど、私たちは何とか子供たちと一緒にいろんなことをやって、挨拶したりとか、それは地域の役目でもありますけど、基本的に行政から受ける影響も子供はとて多いと思うんですね。親としてみれば、一番国にお願いしたいのは、大学まで授業料無料にしたいという話をよくみんなで本気冗談で言っているんですが、そういったことも含めて、親たちの悩みは非常に深いところでもあります。

既に私の地区は小学生が90人になった途端に、何人かがどうなるどうなるというふうに来ました。プールがあるからいいよねとか、いろんな不安を蹴散らすようなことで話をしているんですが、ただここでお願いしたいのは、申しわけないけれども差し迫っています。5年後に500人はいない。中学生もいないし、それから始めるんでは遅いので、できれば統合する統合しないではなくて、今一番大事なことはこの教育、小学校、中学生の問題、学校の問題がすごく大きな、南知多にとっては本当に大事なことだと思うんですね。

ただ、ぜひここで、先ほど申し上げましたように、1中5小とかそういうことも含めて、もちろんアンケートとかそういったことも大事ですけど、もう一度しっかり教育はどうするんだ、小学校・中学校はどうするんだという議論というのか、スタートに立っていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

議員のおっしゃるとおりでございます。どんどん国の人口が減っておる、また南知多町の人口も将来的に著しい減少があるという数字のところは御承知のことと思います。

そういった中で、ともすればお金がなくなる、税収も減るといところでございます。

ので、そういったことも含めて、体力のまだ残っておるうちにこういった問題の方向性をつけるというのは大事なところだと思っております。よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。ぜひお願いします。

そして、もう1つ、南知多の子供たちが社会で生きていける、生きる力、そして私たちはお祭りを一生懸命やっていますが、その中でいつも思うことは、子供たちを多く誘いたいと思うんですね。子供の心のひびというのか、心にひだがある子とよく表現しますが、心にひだがないとつまらない人生なような気がしますので、ひだをつくる、たったそのためにお祭りを一生懸命やろうねとかいう話もしていますし、何とか子供たちが地域で道を歩きながら、よくうちの中学の子は「ただいま」「ただいま」とみんなに言うんですね。「お帰り」「お帰り」とみんなが、歩いていく途中でいろんな人が「お帰り」「お帰り」と言う。そんな町全体、そして地域全体が教育という言葉もすばらしい言葉なんで、町全体として取り組んでいきたいなと思っているときも、今もそうなんですが、その中で統合であったり、学校教育の示し方であったりとか、すごく大きいウエート、そして南知多町の将来は、今その教育されている子供たちがしょって行くわけですので、ぜひぜひいろんな考え方で進めて、早く示してほしいし、それからもう1つ、前みたいに急に、2年ぐらいでしょうかね、統合しますという反発とかいろんなこともありますし、それから会合をしましても、声の大きい人のほうに流れるような気がするんですね。前のときは6回あったですかね、会合が。会合は全部行かせていただいたんですが、だんだん空気が声の大きい人になってしまったムードがありますので、そういった仕方もぜひ研究してこの問題に対処していただきたいと思います。

町長さん、この考えに対してどうですか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

学校の統廃合につきましては、非常に悩ましい問題であるということをずうっと就任してから考えて、感じてもおります。

例えば離島も、合わせて5中が1つになっても、規模的には知多半島で下から2番目ぐらいの大きさですよ。そのぐらいなんです。うちの5つの中学校が1つになっても、知多半島の中では下から何番目という大きさにしかなりません。ですから、もしうちの子供たちが教育環境は平等だというんなら、1つの中学校にするということは平等ですよ。それに対して通学とか、そういう問題点を解決するという、解決する問題がはっきりしておれば、一番いいのが平等だということを前提に置くんなんです。同じ部屋で同じ教育を南知多町の子供は受けるということは、1つの中学校になるのが一番平等じゃないですか。それが学校の子供たちにとって一番いいという結論が、何かの形で合意がとれれば、それに対して問題点を解決していけばいいわけですけども、そうは単純にならないということも含めまして、また学校教育課長が言ったように体力があるうちという体力っていつまでなのかと。

私、行政の立場からいえば、維持管理をするのに少ないほうがいいに決まっておるわけですけども、それが子供の視点からいえば何なんだということの議論を、そのときそのときの親、先生方と決めていくわけですが、必ずどこかで決断を出さないといけないときが来ると思います。そのときの責任をそのときの町長が負うという覚悟で、さまざまな意見の中から、決断のときにはそういう立場にあるんだなあということを自覚しながら、より多くの意見と、子供のためにどうしたらいいかということを中心に、ただただ自分たちの町の公共施設の維持管理だけを楽にしたいなという気持ちだけではいかんかと、それだけは思っております。

もちろん鳥居議員がおっしゃるように、来年やりますよと、そんな乱暴なことはできないことは、過去の経験からもよく承知しております。以上です。

○議長（松本 保君）

ここで申し上げます。質問事項がはっきりとわかるように、また簡潔に質問をするようにお願いします。

（8番議員挙手）

それでは、8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

お言葉を返すようですが、私は教育が平等じゃないというふうに個人的には思っております。

今おっしゃられたことはあれなんですけど、でも施設の問題とか、そういう問題でも

なく、中学校がこのままであり続けていいのだろうかという議論にも入っていただきたいと思います。

もちろん少数で教育がだめだとか、施設が大変になるからだめだとかということではなく、基本的に先ほど課長さんがおっしゃられたように、子供にとってどうだと。子供のためにという中心を、枝葉は出てきますが、前回のときも、お子さんの保護者の意見と、保護者でない方の意見とかいろいろございましたが、やはり今ここでは、私は子供の将来のために子供に今何ができるか。そして、子供たちが蓄える力のために議論をして、町として進んでいってほしいという願いをお伝えしたいんですが、教育長、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

鳥居議員さんも御指摘をされました。例えば現在中学校は460人、5中で。12年後は306人、3分の2に減ってしまうということもございますので、そういったことで検討をしてみたいです。

議員さんのおっしゃられるようなことも、当然意見として私どもは参考にして、議論の場でそういった意見もありましたということで取り上げていきたいとは思っておりますが、まだ結論が出たわけではないということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

御答弁ありがとうございます。ぜひぜひ力いっぱい、先ほど最重要課題という言葉が出ていましたが、ぜひその点ではよろしく願います。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の大きな2番、学校給食における地元食材の利用及び食育の推進につきまして

答弁させていただきます。

まず御質問2の1の食習慣に関する問題の把握でございますが、朝食の摂取割合は、平成26年度調査によりますと、小学生が96.3%、中学生が89.6%となっています。これは朝食をとっておるという子の割合でございます。菓子パンのみとか飲み物のみなど、摂取食品数が少ないことも含めまして、食習慣に関する実態を把握し、食に関する指導を計画的かつ継続的に行っているところでございます。

また、地域差があるものの、野菜の摂取が少ない傾向が見られますので、食べやすいように工夫しながら学校給食を提供しております。

続きまして、御質問2の2でございます。地域で生産される食材につきましては、小女子、シラス干し、カタクチイワシ、カマス、タコ、ワカメなど、そういった海産物や、キャベツ、里芋、サツマイモ、トウガン、ブロッコリー、タマネギ、ネギなどを食材に利用した献立により、給食を提供しています。また、町内業者からの調達の割合は、賄い材料の24.2%でございます。

次に、御質問2の3でございます。本町の特色を生かした取り組みでございますが、我が家のアイデア料理を募集し、優秀作品を学校給食として提供しています。ほかには南知多のお魚の日や、季節・行事などに応じて地元食材を利用した学校給食を提供するとともに、食育の推進に努めています。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

御答弁ありがとうございます。

まず1点の改善ですね。問題ができた場合は改善とおっしゃっていましたが、食習慣の改善はどのような指導の仕方でなさっていますか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

指導の改善でございますけど、主に学校栄養教諭も見えますし、各学校には養護教諭の先生方が見えます。そういった養護教諭の先生方が、例えば2カ月に1回調査をしたり、その状況を把握しまして、保健だよりとか保健室だより、そういったものを利用し

て、こういった傾向にありますので、保護者の皆さんについても御協力くださいということで、家庭での食育について発信をしておるといった状況でございます。

(8番議員挙手)

○議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

○8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

本当に食事は大事なことで、ぜひいろんなことでお願いしたいんですが、次の2番のところで、地元調達率が24.2%ですか。非常に低いような気がするんですが、南知多町は主の産業が農業であり、漁業であり、食材に関してはたくさんものがあると思いますし、しかもとてもおいしい海の恵み、山の恵みも、おいしいものが、非常にレベルの高いものがたくさんあると思います。それを利用して子供に教育をできれば、郷土愛とか、テレビで見るにはいろんな給食時間にやっているところも見られますが、そういったことというのは、24.2%のことと2つを、済みません。

○議長(松本 保君)

教育長、大森君。

○教育長(大森宏隆君)

地元食材をたくさん利用してはいかかという御質問であろうかと思えます。

先ほど南知多のお魚の日ということをお願いしましたが、例えば愛知県では「愛知の給食を食べる日」ということで愛知県産も地元産ということを入れておまして、そういったものを加えればもう少しパーセンテージは上がります。例えばお米が30%ぐらい、またアップするというような形になろうかと思えます。

それで水産物、お魚とかたくさんあるのでもう少し使えないかということだと思えますが、実はいろんな制約がございまして、なかなか難しい点がございまして。例えば雑魚といいますか、そういった魚を使おうとしますと、学校給食には骨を抜かないと使えないということがございまして、骨を抜く手間がすごくたくさんかかってしまうということがございまして。

それから、全体の使用量が確保できないということがございまして。また、規格とかサイズが合わないということもございまして、価格が高くて折り合いがつかないということがございまして。学校給食につきましては賄い材料費をいただくことになっておりまし

て、小学校は230円、中学校は260円の中でやっていくという考えでおりまして、価格が高い場合にはなかなか使えないということがございます。

そういったこともございまして、努力はして少しずつ上げてはきておるわけでございますけど、なかなか思い切ったパーセンテージが上がらないというような状況でございますので、御理解いただくようお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

事情はよくわかるんですが、例えばノリなどは、時期にはそんなに高くなく生ノリが手に入ったり、なかなかよそでは食べられないものがあります、すごい不便で人件費がかかったりなんかということはこちらに置いておいて、可能であればまた再度。

そして、栄養士さんが今県から派遣ですかね。県から派遣されますと、栄養士さんが悪いわけじゃないんですよ、南知多の状況というのがどこから勉強なさってくださるかなという。もしよろしければそういった南知多の状況を教えていただいて、単価が今6,500万ほど材料費にお使いなんですかね。そうしたら、地元割合が24.2%でしたら、その中で何とかの日とか町でできないのかな。やっぱり特徴を生かして、何とか1カ月に1回でも、ノリがとれているときは生ノリを食べるとか、そういったことは無理なんでしょうか。

ちょっとお聞きしましたら、お米とか牛乳とかすごくわかるんですが、食材のそういう部分で、地元で皆さん苦勞してつくってみえて、それも出荷して、それから地元のものを入れる方たちもかなり減っていますよね。業者の比率はわからないかもわかりませんが、やはり業者の方も地元の人たちが減っているということも聞きまして、地元のものなかなか入らない状況ではないんでしょうか。そうではないんですか。

○議長（松本 保君）

学校給食センター所長、細谷君。

○学校給食センター所長（細谷秀昭君）

給食賄い材料費につきましては、26年度の決算で6,524万2,000円となっております、このうち米飯が1,107万2,000円で約17%、麺類が114万9,000円で1.76%、牛乳が1,327

万6,000円で20.35%ということで、こういった主食と牛乳につきまして、県内産のものを使っております割合が約40%となっておりますので、町内の業者で仕入れている割合が24.2%になってくるわけです。

町内のノリなんかを使われたらという御指摘ですけれども、なかなかノリだけで見ますと単価が高いということがありまして、町内産のワカメにつきましては使用をしています。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

値段もありますけれども、例えば栄養士さんが、うちもあるところに納品をしている時代がありまして、献立は栄養士さん次第なんですよね。栄養士さんは何年に1回ずつ来るんですよね、たしか。そのときに地元のものを紹介したりということはなさっていますか。

○議長（松本 保君）

学校給食センター所長、細谷君。

○学校給食センター所長（細谷秀昭君）

南知多町の学校給食センターにおきましては、県より派遣の栄養教諭が2名おりますけれども、この2名の配置につきましては県からの派遣でありますので、何年ごとの異動とか決まっております。現在いる栄養士につきましては2年目と1年目になっておりますが、その前の栄養士につきましては7年とかいた職員もいますけれども、そういったふうで県からの派遣になりますので、年数はこちらではわかりません。

(8 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

栄養士もわかりました。

とにかく申しわけないんですけど、地産地消を何とか給食に、今24.2%とおっしゃい

ましたが、あと10%とか、でも前よりもふえたんですね。前はもっともっと低かったんです。ふえたんですが、やはりせっかくこの場所で、豊富な海の幸、山の幸もありますし、それから子供たちにこの地面で育ったものを食べさせるということも、栄養というのは土の栄養が野菜に入っているそうですし、海の栄養も魚はその地区の海の栄養で、いろんな味が違うのはそのせいだというふうに聞いたこともありますので、ぜひそういった視点からも地産地消で給食センターが、今お聞きしましたように市販のものが多くて比率が低いかわかりませんが、ぜひそれとともに地元業者たちを指導しながら、やめる方たちが多いと聞きましたが、そういった問題も含めて前進をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

地産地消の推進ということ、それから食育の推進ということにつきまして、十分気を使って進めてまいりたいと思います。

ただ1つ、誤解を解かせていただきたいと思います。地産地消が進まないというふうに思ってみえてないですか。学校栄養職員の責任とは全く違いますので、学校栄養教諭さんは県から来ていただいておりますけど、その方々に責任があるということは全くございませんので、勘違いはなさないようにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（松本 保君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

勘違いしていません。栄養士さんが悪いとは思っていません。栄養士さんともちょっと話ししましたが、ただ指示をするときにその方を教育しているのかなというのはあります。ここへ来たら、このものを通常は勉強して町を歩くとか、そういったこともしているかわかりませんが、個人で。できれば、その手助けをしていただきたいとお願いしているので、実は地産地消は伸びているんです。さらに伸ばしてくださいというお願いなので、よろしく願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本 保君）

以上で鳥居恵子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時30分までといたします。

〔 休憩 14時16分 〕

〔 再開 14時30分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

なお、再質問は自席で行います。

1番、非核自治体宣言を。

アメリカが人類史上初めて原爆を広島に投下して70年がたった8月6日、広島市で原水爆禁止2015年世界大会・被爆70年ヒロシマデー集会と、市主催の平和祈念式典が開かれました。記念式典で松井一実市長は、2020年までの核兵器廃絶と核兵器禁止条約の交渉開始に向けた流れを加速させる決意を表明。8月9日の長崎市の平和式典で、田上富久市長は長崎平和宣言で、長崎や広島の被爆体験だけでなく、東京を初め多くのまちを破壊した空襲、沖縄戦、そしてアジアの多くの国々を苦しめた悲惨な戦争の記憶を語り継いでいくことが必要だと述べました。被爆者の平均年齢が80歳を超え、高齢化が進む中、被爆者は今なお続く後遺症に苦しみながらも、被爆体験の継承、核兵器廃絶への歩みを続けています。今、若者や学生中心に、憲法9条を生かす未来と平和教育の重要性が積極的に語られています。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 非核自治体宣言都市は1,788自治体中1,587自治体（88.8%）になり、昨年度よりも8自治体ふえています。当町では2年前からパネルの展示会を開催していますが、より進んで非核自治体宣言を行っていただきたいが、いかがか。

2. 中学生を対象に、広島・長崎への平和学習派遣事業を行ってはいかがか。

2番目に、放課後児童クラブの拡充を。

放課後児童クラブについては、6月議会で質問しましたが、再度質問いたします。

平成28年度以降は2カ所とし、ニーズの把握については6月1日から5日間の間に、

豊浜小学校、師崎小学校、大井小学校の1年生から6年生までの児童の保護者の方と、かるも保育所、師崎保育所、大井保育所の年中児及び年長児の保護者の方を対象としまして、放課後児童クラブに関するニーズ調査を実施しております。このニーズ調査の集計結果をもとに、教育委員会学校教育課や学校と協議していくことを検討しておりますということでした。

そこで、以下の質問をいたします。

1. ニーズ調査結果は公表できないか。

2番目、うみっこ児童クラブは内海のサービスセンターを使用していますが、保健衛生上、精神衛生上の問題が指摘されています。また、今後は国が示している放課後子ども総合プランの中で、学校の余裕教室の活用を視野に入れながら、担当課と教育委員会との連携を図り検討するということでしたが、進捗状況はどのようになっていますか。

3番目、当クラブが2カ所設置となった場合、同じ条件が好ましいと考えられますが、どのように考えていますか。

4番目、本来なら、学校区ごとに放課後児童クラブを設置することが望ましいと思います。今後も検討していただきたいが、いかがか。

5番目、児童の送り迎えなどサポートが必要な場合があります。どのように対策を講じますか。

大きな3番目に、国民健康保険税の引き下げを。

2018年度から国保を都道府県単位化と言われていますが、国保の運営を全て市町村から都道府県に移行するという、いわば完全移行型ではありません。都道府県単位化後も市町村では引き続き国保の保険者として、資格管理（被保険者証等の発行）や保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行い、国保会計も継続することになります。

国保法一部改正案の内容では、国保への財政支援の拡充により、財政基盤の強化が盛り込まれています。2015年度から低所得者対策の強化のため、保険料（税）の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充することとされており、約1,700億円の財政支援がされます。具体的には、2014年度から低所得者向けの保険料（税）軽減措置（法定減免）の拡充が始まっており、これに上乘せし、法定減免対象者の数に応じた保険者の財政支援の拡充として、2015年度から新たに2割軽減を支援の対象に加え、7割軽減・5割軽減の補助率を上げるというものです。

そこで、以下の質問をいたします。

1番、資産割を廃止する自治体がふえています。2014年度までに愛知県の54市町村のうち14自治体が廃止しています。南知多町も減額や廃止の検討をする考えはないか。

2番、南知多町は、国保会計への一般会計からの繰入額が、2014年度1人当たり5,627円、県下の順位は42番目です。低所得者対策の支援金が配分されても、繰入額は現状を維持し、さらに低所得者対策を講じる考えはないか。

3番目、現在、所得割の税率は14%ですが、美浜町と同等程度の税率まで引き下げることはできないか。以上です。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは1つ目の御質問、非核自治体宣言をの御質問のうち、1の1は私、総務部長から、1の2は教育長から説明させていただきます。

御質問1の1、非核自治体宣言を行っていただきたいがいかにかについて答弁させていただきます。

非核自治体宣言の御質問は、昨年9月議会においても答弁させていただきましたが、ほかのところがやっているから本町もやるというのではなく、町民の機運も重要と考え、本町にとってどういう啓発事業で機運を盛り上げていくか検討した結果、写真や絵を交えたパネル展で原爆の恐ろしさと被爆者の苦しみを伝えていくのが、本町にとってまず必要として、購入したパネル30点を利用して、一昨年からパネル展を開催しています。

このパネル展を契機として、町民の皆様の一人一人が平和を愛し、豊かで住みやすいまちづくりに努めていただくとともに、核兵器根絶に対する認識を深めていただければと、本年においても、役場玄関ロビーで、原爆の投下された8月6日からパネル展を実施させていただきました。

また、戦争を知らない世代がふえている中で、戦争の悲惨さなどが風化しつつありますので、町民の皆様に戦争の悲惨さと平和のとうとさ、大切さについて学び、考える機会として広く利用してもらおうと、引き続きパネルの貸し出しも呼びかけております。

さらに、ことし被爆70周年という節目の年を迎えるに当たり、本町におきましても、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を進めるため、平和首長会議に、本年9月1日に加盟しました。この平和首長会議は、都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識

を国際的な規模で喚起する取り組みなどを推進し、世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、広島市及び長崎市が中心となり、昭和57年に設立した機構です。

今後も、こうしたパネル展や平和首長会議の活動を通じて機運を盛り上げていく必要があると考えておりますので、現時点での非核自治体宣言は考えておりません。以上です。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の2の中学生を対象とした広島・長崎への平和学習派遣事業でございますが、現在、中学社会歴史的分野におきまして、平和への歩みと戦争の傷跡として、ヒロシマとナガサキを学習しています。原爆投下のこと、数千度の光熱と猛烈な爆風を受けて、一瞬にして広島・長崎が壊滅したこと、犠牲者の数、きのこ雲や被爆した母と子の写真等も添えられ、核兵器という残虐な兵器により、被爆者は今なお放射線による障害に苦しみ、犠牲者はふえ続けていることを学習しています。

したがいまして、御提案のありました平和教育につきましては重要でございますが、学校で学習していますので、特別に派遣学習を行うという考えはございません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今の返事については、去年と全く同じ回答だったと思います。町民の機運がないということを経験した非核自治体宣言をしないというふうにとれる部分もあるんですけど、町民の皆さんは、戦争体験者の方もたくさんお見えになります。私たち、またいろんな9条の会とか、そういうところで話をすると、子供や孫の代に自分たちが経験した悲惨な戦争の思い、そういったことを二度と繰り返してはならない、そういう思いはさせたくない、そういった声が強くあります。また、住民の皆さんの中には、声にない声というものもあります。

今、被爆して70年たっています。そういった声を、声にない声というものもあるんですけど、私はやっぱり高齢化する中で、こういった人たちが孫やひ孫にこれから先こうい

う思いをさせたくないという思いがあるんですけれども、そういったときに自治体が町民の声が聞こえないからやらない、そんなことで本当にいいのかというふうに思います。

自治体の機運が高まったからやるとか、そういうふうで各自治体は全てやっているわけではないとも思います。

この非核自治体宣言は1982年ぐらいから、平成の大合併以前からすごく進んでいるんですけれども、平成の大合併以前にやっている自治体についても、合併以後も自治体宣言を行っています。それは、必要性があると認識した上でやっていることというふうに思います。私は、非核自治体宣言が、機運がないからやらない、同じ答えをもらったことは、ぬかに何とかで、そういった残念なような気がするんですけれども、やはり自治体から発信していくこと、啓蒙していくことももちろん大事なことだと思いますけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

非核自治体宣言につきましては、平成25年12月議会におきまして、南知多町に非核平和都市宣言を求める会から町議会に非核平和都市宣言を求める請願が出され、本議会におきまして賛成少数により不採択となった経緯がございました。

町におきましては、核兵器の根絶と恒久平和の実現を進めるため、被爆70周年という節目の年を迎えるに当たり、平和首長会議に本年9月1日に加盟したものでございます。平和首長会議へ加盟したことは、町のホームページに9月上旬掲載するとともに、平和首長会議のホームページにもリンクさせるなど、町としましてはパネル展以外でも平和行政の推進を図り、機運を盛り上げる努力をしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

機運を盛り上げる努力をするということをおっしゃいました。それから、平和首長会議に9月1日に参加していますけど、これは愛知県で唯一残ったのが南知多町だけですか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

平和首長会議で残った市町につきましては、瀬戸市と高浜市がございますので、南知多町が最後ではございません。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

南知多町としては、ロビーで展示会をやったということと、それから首長会議に参加したということでは、全くもって無関心じゃない、進んでいるというふうには理解しています。

でも、この自治体宣言をして、横断幕を掲げたり、標柱を上げたり、非核自治体宣言、そうすることによって南知多町がこういうことに関心のあるまちなんだ、平和についても関心のあるまちなんだ。その非核自治体宣言について関心のある方はよかったと思うし、また無関心な方、関心の薄い方も自分の町は非核自治体宣言をやったかやってないか、そういったことでも非核自治体宣言とは何だろう、平和とは何だろうという認識に立つ効果があると思います。こういう効果について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

非核自治体宣言をするということについての意味、それが私たちが町民にメッセージを、町から引っ張っていくという、その価値を議会の皆様方がどう判断するかということだと思います。

機運を盛り上げるということについては、私たちは今許される範囲でやっているわけございまして、9 条の会にしても何にしてもどんどんそういうのが、私たちが主導でやりましょうという立場じゃないと理解をしておりますが、機運というものは自治体の機運ではございません。町民の皆様方の機運に対して、その声をお届けしていただく、あるいは我々が拾って、それを議会に我々の提案として出していく、その2つしかないと思っておりますが、今の段階では、一步一步それに向かって進んでいるということにつ

いては、目的が非核自治体宣言ではないですけれども、目的は違いますが、手段としてその方法もとる必要があるかどうかの判断は、費用の要ることでもございますし、実際私自身、あるいは議会の皆様方と一緒にそういう会議にきちんと出るかということも含めて、本当はどうなんだということをよく調べてからまた判断もしていきたいと思っております。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ぜひ積極的に捉えていって、非核自治体宣言都市、今88%、約9割近くになっています。それを最後の平和宣言の都市にならないことを祈ります。着実に努力をしてください。

子供のさっきの派遣事業についてなんですけれども、広島・長崎に派遣で行った中学生の子供たちの作文、これは他の市町なんですけど、読んでみますと、本当に行ってよかった、戦争の悲惨さをこの目で確かめてみて、すごく衝撃を受けてショックだった。しかし、それよりももっと怖いことは、そんな悲惨なことがずうっと時がたつにつれて風化されている、そのことが怖いというふうに言っている中学生もたくさんいます。

もう1つには、本当に平和教育の重要性があると思ったのは、そこの地域に行って被爆した方と話をすると、目の前で命を落としていった悲惨な人たちを目の当たりにしたときに、命の大切さ、そういうことがすごく教えられる。また、子供たちにも自分たちの命を守ること、周りの人たちをいじめないこと、人に優しくすること、そういうことを伝えてくださいということと、あと中学生の方たちはそういうことを学んだというふうに言っています。それは、中学校の道德教育と関係あるのかどうかわからないんですけど、平和教育、今自殺の問題も言われています。そういった教育に関してもすごく役に立っていると思います。その辺をもうちょっと積極的に考えていただきたいと思うんですけれども、教育長はいかがでしょう。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、平和教育につきましては重要というふう

にお答えをいたしました。核兵器のない世界とか、平和の世界を希求することは非常に大切なことであるというふうに考えております。

先ほど中学校の教科書の話をしていただきましたけど、実際に小学校6年生の社会におきましても広島と長崎への原爆投下のことが出ておまして、教科書の中にですね。大きな写真でこの雲がついておりますし、投下された直後の原爆ドームの写真、またほかには、危険で取り壊されたわけでございますけど、やはり長崎の浦上天主堂の写真、さらに病院で手当を受けている人の写真、そういったことも出ておまして、非常に生々しい状況を伝えてはございます。先ほど申し上げました中学校の図書につきましても、長崎で被爆した母親と子供の写真も出ておまして、茫然と立ちすくんでおるといふ状況でございます。

そういったことで、子供たちには常々そういった平和教育もなされておるといふことでございますし、また命を大切にということもおっしゃられました。これは人権教育でございますので、そういったことにつきましても学校では進めておりますので、どうか御理解いただくようお願いしたいと思います。

派遣につきましては、経費的なことを言うてはいけませんが、引率とかいろんな問題もございますし、子供たちが行ける時間的なものとか、いろんな課題等もあると思いますので、今は行う予定はないというふうに答えさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

派遣については、強く思うことは遠いところだから全員を行かすということはまず無理です。でも、一人でも二人でもそういう現場に行つて勉強してきて、また地域に知らせる、そういったことも実際に目で確かめるということも大切だと思いますので、これからの方向性としてしっかりと考えていっていただきたいと思います。

私はもう一度町長にこのことについてお聞きしたいんですけども、平和自治体宣言をした市町村の中にこういった意見がありました。平和にまさる福祉はないということをおっしゃられる人もいます。私たちは今の平和があつてこそ、福祉、産業、いろんなことが語れます。その観点で町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

平和都市宣言ということと離れますが、戦争はいけないものだということを伝えるためにあらゆる手段をとるべきだと思っております。今、その一つの表現として、平和自治体宣言というものに対して今するという機運に自分としてはなっていないということで、お答えとさせていただきます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

わかりました。今後そういう機運になること、住民の皆さんも含めて、執行部の皆さん、町長も含めて、そういう機運になるように皆さんで頑張っていきたいと思っております。

次をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

それでは、2つ目の放課後児童クラブの拡充をの御質問2の1、放課後児童クラブに関するニーズの調査結果を公表できないかにつきまして答弁させていただきます。

ニーズの調査結果につきましては、町ホームページで公表させていただきます。

次に、御質問2の2、担当課と教育委員会との連携を図り、検討するということでしたが、進捗状況はどのようになっていますかについての答弁でございます。

放課後児童クラブを学校の校舎内に開設する場合、学校と放課後児童クラブの施設管理を分離できることが前提条件となります。

こうしたことから、うみっこ児童クラブを内海小学校の校舎内に移転させるには、今後の新入学児童の見込みを含め、学校の余裕教室で、こうした前提条件を満たすことができるかどうか検討いたしました。施設管理を分離できる条件を満たすことができず、難しい状況でございます。

次の御質問2の3、当クラブが2カ所となった場合、同じ条件が好ましいと考えられますが、どのように考えていますかにつきまして答弁をさせていただきます。

現在のうみっこ児童クラブは、南知多町公民館内海分館内に開設しておりますが、2カ所目の放課後児童クラブは、学校と放課後児童クラブの施設管理が分離できる余裕教室を活用して、小学校の校舎内に開設することを計画しております。

放課後児童クラブの開設場所につきましては、地域によって学校や施設の状況が異なっておりますので、地域ごとに適した場所に開設することが適切と考えております。

次の御質問2の4、本来なら学校区ごとに放課後児童クラブを設置することが望ましい。今後も検討していただきたいがいかにかにつきましての答弁でございます。

現在のところ、南知多町子ども・子育て支援事業計画のとおり、平成28年度から平成31年度の期間については、放課後児童クラブの開設場所は2カ所と考えておりますが、今後につきましては、放課後児童クラブの利用状況を考慮しながら検討していきたいと考えております。

次の御質問2の5、児童の送り迎えなどサポートが必要な場合があります。どのように対策を講じますかにつきましての答弁でございます。

現在、うみっこ児童クラブでは、内海小学校の児童は、行きは自分で内海小学校から徒歩でうみっこ児童クラブへ通っております。また、豊浜小学校の児童につきましては、行きは自分で海っ子バスを利用して通っておりますが、事故防止のため、ボランティアの方に豊浜小学校から豊浜のバス停までの付き添いをお願いし、内海海岸バス停には、うみっこ児童クラブの指導員が迎えに行っております。なお、帰りの迎えについては、保護者がうみっこ児童クラブに迎えに来ていただくことになっております。

放課後児童クラブの学校区以外から通う児童につきましては、海っ子バスを利用して通うことを基本としておりますが、今後につきましては、放課後児童クラブへの送りについては、個人や団体等へ委託して行うか、それとも臨時職員を雇用して行うかなど、実施方法も含めまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

1番なんですけれども、ニーズ調査の結果なんですけれども、これはアンケートのニーズ調査の結果によって、一番要望の多かったところで行うという方向になるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

開設場所につきましては、当然アンケート調査を行っております。ただ、アンケート調査の中で人数が多かったからという部分ではなくて、実際開設できる場所の問題もございますので、そういったことを総合的に判断をいたしまして開設をしたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ということは、この場所が決まるのは、いつごろ決まるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

来年度予算の関係もございますので、遅くとも11月の中ごろには場所を決めたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

先ほどのうみっこ児童クラブは、学校の予定でどうしても内海のほうはできないというふうなんですけれども、今度もし開設するようになるとして小学校を使う場合、内海は学校が使用できない、新しいところは学校となると、何か不均衡感を感じるんですけど、その辺はどういうふうに対処されますか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、場所によりまして学校が利用できる場合とかできない場合、また地域によって適切な場所がない場合は、やむを得ず学校以

外のところを使うという部分があろうかと思えます。ですので、全てが学校でできるという部分はなかなか難しいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今のあれからいくと、1つふえるという方向で、新しくできるという方向で、進歩したというふうに捉えています。

それと、内海の前に清水議員からいろいろ問題が提起されていましたがけれども、小学校でやるということは、子供たちが遊びの場としても適しているし、子供に合った状況が今の南知多町で考えられる施設は学校じゃないかなというふうに私は思います。内海のほうでも、地域の皆さんの要望を聞きながら、積極的に取り入れていただきたいと思えます。

また、学童保育の要望なんですけれども、私も毎年1人ずつ地域の方とかにお聞きします。やっぱり自分の地域にあったならば預けたい。ないのに要望を出してもねというふうな声も聞かれます。ですから各区ごとに、少ない要望かもしれませんが、今後もしそういった要望があればしっかりと考えていただきたいと思えます。

最後の送り迎えのサポートが必要な場合ということなんですけれども、これは豊浜の小学校の子供だと思えますけれども、どういった方がバスの停留所までその子を連れていっているか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

豊浜小学校の児童につきましては、先ほど部長が答弁しましたように、海っ子バスを利用いたしまして通っております。

小学校から豊浜のバス停までの区間なんですけど、社会福祉協議会のほうに登録していただいたボランティアの方、3名の方なんですけど、その方をお願いいたしまして、毎日というか、通ってもらっております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

3 名の方が交互にやっているということですね。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

はい、そのとおりです。やっぱり 1 名の方ではいろいろ都合とかがありますので、3 名の方で順番とか、日程を組んでいただきましてお願いしている状態であります。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

ことしの夏に内海の学童クラブまで師崎の子が 2 名通っていたということがありました。また、そういった遠くまで行かなきゃいけないということが生じる場合、バスも時間がないとか、そういうことも生じると思うんですけど、その辺についても今後どのような対策をするか、今お考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

先ほど部長も答弁しましたとおり、まだ検討中なところなんですけど、基本といたしましては海っ子バスを利用して通ってもらうことを考えておりますが、来年度以降のことになると思いますが、どういう形で送りができるかまだわかりませんが、個人または団体とかに委託するとか、それか直接町が臨時職員を雇って送りをする。それをどちらかまだわかっておりませんが、そういったことを含めまして検討していきたいと思っております。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

子育て支援の拡充ということで、きめ細やかに一層努力していただきたいと思います。
次をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは3つ目の御質問、国民健康保険税の引き下げをの御質問のうち、3の1と3の3は私総務部長から、3の2は厚生部長から説明させていただきます。

それでは3の1、資産割を廃止する自治体がふえている。減額や廃止を検討する考えはないか。3の3、所得割の税率を美浜町と同程度まで引き下げることはできないかについては、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

まず、資産割を廃止する自治体がふえている。減額や廃止を検討する考えはないかについてですが、国民健康保険税の算定方法としましては、所得割、資産割、均等割、平等割によって案分する4方式、所得割、均等割、平等割によって案分する3方式、所得割、均等割によって案分する2方式のいずれかによって賦課することが地方税法で定められており、都市部では資産割を採用していないところもございますが、本町のような農漁村部では、ほとんどの市町が4方式を選択しております。愛知県54市町村の中で資産割を採用していないところは、平成26年度で14ございます。ただし、全て市でございまして、町村ではないのが現状でございます。

資産割を廃止するためには、他の税率を上げざるを得ず、所得割を上げると中間所得者層の負担が大きくなります。

次に、所得割の税率を美浜町と同程度まで引き下げることはできないかについてですが、所得割を下げるということは、同様に他の税率を上げる必要が生じます。このため、資産割を上げられないのであれば、均等割、平等割の税率を上げる必要が生じます。受益者負担の原則から、資産割、または所得割を減らすだけでは国民健康保険会計は運営することはできません。本町の国民健康保険事業を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加により事業運営を図ることは大変厳しい状況で、平成23年度より国民健康保険税の引き上げを抑えるため、一般会計から法定外繰り入れをして運営している現状であり、現在のところ資産割や所得割を廃止・減額するということは考えておりません。以上です。

○議長（松本 保君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

御質問3の2、低所得者対策の支援金が配分されても繰入額は現状を維持し、さらに低所得者対策を講じる考えはないかにつきまして、答弁させていただきます。

低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象者の数に応じた保険者への財政支援を拡充することにより、国は約1,700億円の財政支援をし、保険者の財政基盤の強化を図ろうとしています。これは、財政支援の対象者となっていない2割軽減者についても、平成27年度より新たに対象とするとともに、現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げるというものであります。

これにより国からの本町への財政支援額を算出してみますと、平成26年度交付額から1,200万円増額し、約2,200万円の財政支援が受けられるものと思われま

す。現在、本町の医療費は、昨年度と今年度において3月診療分から直近の6月診療分までの4月分を比較してみますと、率にして2%の増、額にして約1,500万円の増額となっております。また、平成20年度の国保の制度改正から昨年度までの医療費につきましても、率にして9.3%の増、額にして約2億円の増額となっております。

このように医療費が増加傾向にある中、町としてはさらなる低所得者対策を講じることは考えておりません。

しかし、先ほどの保険者への財政支援は国だけではなく、町も一般会計からの財政支援をするため負担増となりますが、今年度の一般会計からの繰入額についても減額することなく、当初予算どおりをお願いしていきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

国保のことについては、何度も行っているんですけども、やはり町民の方からも、私もそう思うんですけども、資産割については収益を生み出さない、固定資産税の賦課に対する抵抗感が強いという気持ちが拭い去れない。それと、固定資産税も払っているのに何で国保で払わなきゃいけないんだという感情が拭い去れないですけども、また所得が少ない方にでも資産割は課税される。3つの観点からも、やはりもう少し考えていただきたいと思うんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

税務課長、柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

ただいま、資産割が固定資産税でも課税されており、二重課税されている感じがして、住民の方からも不満をよく聞くという問い合わせと理解しておりますが、資産割につきましては、同一の目的で同一の課税対象に税金を課税する場合は確かに二重課税ということになります。資産割につきましては国民健康保険税に必要な費用に充てる目的で国民健康保険加入世帯に賦課しておるものでございまして、固定資産税は町の行政サービスに充てる目的のものとして固定資産の所有者に賦課しているものでございます。目的が全く異なるため、二重課税とは言えないと考えております。

また、資産割を減額するとか廃止するという事は非常に厳しいものでございまして、本町の国民健康保険会計は繰入金や基金の残高も減少傾向に現在あります。そういう中で、資産割の減額だけをするという事は非常に厳しいことではございますので、現在のところ税率改正というのは考えていないということではございます。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

わかりました。

2 番目なんですけれども、1,700億円のうち約2,200万が町に配分されるというふうなことを今説明があったんですけど、これは7割・5割・2割の方に町が国保から負担している、それに対しての町への支援なんでしょうか。

○議長（松本 保君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

ただいまの山下議員からの約1,700億円の財政支援ということで、保険料軽減対象者の数に応じた保険者への財政支援ということで、保険者対象である7割・5割・2割軽減に対する財政支援ということで、それは町へのということの質問かと思えます。

先ほどの質問3の2で厚生部長のほうから答弁させていただきましたが、平成27年度、今年度から約1,700億円の財政支援をすることにより、保険料の7割・5割・2割の軽

減対象者となる低所得者の数に応じて保険者への財政支援を行うものであり、これは軽減に対する財政支援の補助率を上げるということにより、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の負担割合として、総額で約1,700億円の財政支援を保険者に行うものであります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

今の金額からすると大きなように聞こえますけれども、実際は町のほうも負担しなければいけない。また、医療費も伸びている。そういう意味で大変苦しいという状況はわかっています。

最後になりますけれども、今、南知多町の1人当たりの法定外繰り入れ、繰入金額が3,000万で、1人当たり約5,000円ほどとなっています。これは、県の1人当たりの約半分です。法定外繰り入れをもう少しふやしていただけると、資産割などにも影響できるのではないかというふうに思うんですけれども、もう少し法定外繰り入れを引き上げてくださることは考えられないでしょうか。

○議長(松本 保君)

町長、石黒君。

○町長(石黒和彦君)

現在、3,000万を入れることによって運営できておりますので、それにさらなる利便を図るため、軽減を図るための方策として一般会計から繰り入れますという考えは、現在のところありません。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

一般の皆さんからも指摘があるんですけれども、大変国保税が高いということはあると思います。広域化の問題が今出ているんですけれども、広域化に当たっても、住民の皆さんの負担にならないことが望まれます。

そして、広域化になると取り立てが厳しくなるんじゃないかといった不安の声も聞こ

えてきます。住民の皆さんに情報提供して、きちっと広域になった場合も対応していただけるように、よろしくお願いいたします。

以上です。終わります。

○議長（松本 保君）

以上で山下節子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は3時35分までといたします。

〔 休憩 15時22分 〕

〔 再開 15時35分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、壇上にて一般質問をさせていただきます。

1. 住民自治の確立を目指して。

県は、政策指針2010から2015、第5次行革大綱に向けた提言において、人口減少、財政逼迫など、いまだかつてない環境を解決するには、従来のような国を頼ったり自治体が決めて実施する自治体では対応できない。住民参画で政策を立案・調整し、自治体はその政策を住民、町内会、NPO、企業等が実施できるよう、コーディネートする役割を持つことが本来の地方自治のあり方と述べています。

我が町はどうでしょうか。住民参画の立案はよく行われています。しかし、実施に際しては町主体であり、住民本位にはなっていません。住民会議や住民アンケート等は意見の出しっ放し、議会でも議員の提案等に、町の方針にはありません、取り組むつもりはありませんと、住民や議会と行政がかみ合っていない。

そこで、以下の質問を行います。

1. 町は、県の住民自治に取り組む方針をどのように捉え、どのように実施しているのですか。

2. 町は、住民自治の一環として住民会議を開き、南知多町振興基本計画を作成しました。その後、町から実現可能なランクづけがなされ、段階的に対応すると報告されています。実施に向けた町のやり方は、住民参画を単なる御用聞きと考えていませんか。住民自治のやり方と違うと考えるが、いかがでしょうか。

3. 各地区のまちづくり会の住民自治の中での役割は何と考えていますか。

4. 住民自治の原則から考えれば、各地区のまちづくり会は住民の中心的組織と考えます。そう考えると、必然的に南知多町振興基本計画の実施には、町が「こうしました」ではなく、各地区のまちづくり会にどう実施するかを任せ、町の担当者はコーディネーターとして参加し、実現に努力する、これが協働ではないのでしょうか、いかがですか。

5. 空き家バンク制度でも、地域振興課が「こうやります」「こう目指します」と言う。住民自治の考えから言うと、まちづくり会に相談員を置きたいから応じてくださいということは一方的な押しつけです。6月議会でも、NPO団体の取り組みの移住対策を問題にしました。町とともにしませんかと何度も話ししてきましたが、町のやり方でやりますという対応です。NPOやまちづくり会と協働があれば、もっと家、仕事、子育てなどで活性化し、移住者の増加につながるが、どう考えているのですか。

6. 耕作放棄地対策について、6月議会でNPO団体の10年間の取り組みで、町の言う対策地域外である里山耕作放棄地の復活ができると提案をしました。町は対策地域外は関与しないという。それなら住民自治の出番であり、住民や都会の人の協力でやれます。ここで行政との協働が必要です。協働により里山の復活・活用ができれば、本当の緑豊かな田舎が生まれ、たくさんの田んぼで米づくり、田舎体験等で都会と交流、森も整備され、自然の中で子供が遊び、子育てのしやすい町になります。協働の重要性を理解し、町は「考えていません」ではなく、NPOや住民からの提案、住民による対象外耕作放棄地対策の呼びかけに町が応えることが住民自治ではないのですか、いかがですか。

7. ふるさと納税についても同様に、皆さんミーナコーンのように納税者に喜ばれるものを持ってきてくださいという考えは、町が決めて町民は協力しなさいという協働のやり方です。役場の職員は一過性であり、住民は死ぬまで住み続ける町だから、この町に対し、お上や国から言われたからやるのではありません。町民の提案を生かし、町も協力者とともに喜ぶ取り組みをする、これが住民自治ではないのですか、いかがですか。

8. 住民自治が進めば、住民が自主的に運営するまちづくり会や団体に町の職員が参加し、さまざまな取り組みを町に持ち帰り、コーディネートし、予算化し、町の仕事を住民がやることになる。このような地方自治の原点を目指さないと、人口減少や緊縮財政やもろもろの規制に対処できません。いかがでしょうか。

2. 食の安全は生態系をどう守るかにかかっている。

本年5月19日、厚労省はネオニコチノイド系農薬のクロチアニジンとアセタミプリドの基準を大幅に緩和しました。この農薬は、数年前からEUでは使用禁止になっています。禁止の理由は、殺虫剤散布でミツバチの大量死、野鳥の激減があったからです。日本では、この15年間に使用量が3倍増加。それは、この農薬が水溶性で浸透性が高く、根、茎、葉、花、花粉、蜜、果実に行き渡り、内部から殺虫効果が大きい上に、効果が1年間続くことにより、これまでの農薬より生産性が高いからです。生産性ばかり重視され、生態系や人体への安全性は無視されています。

生産性が高まるこの農薬は農家から歓迎され、世界で韓国に次ぐ第2位の使用頻度です。しかも、この農薬の開発国であるアメリカはEUの使用禁止で打撃を受け、TPP交渉を通じ、日本にネオニコチノイドの基準を緩和し、農家が買いやすくしたのです。ミツバチの減少は果実、野菜の70%に異変を起し、収量が激減するそうです。また、内部に浸透しているため、洗っても落ちません。これは農薬が残留し、特にお茶、ハウレンソウ、トマト、イチゴ、スイカ、ブドウ、キャベツなど、日常で食べる果物、野菜を継続して食べるため、人体に入り神経系が侵され、学習障害、自閉症への影響の報告もあります。

そこで、以下の質問をします。

1. 第5期実施計画の快適で安全なまちづくりでは、市街地の緑化等で人と環境に優しい快適な生活環境をつくるとなっているが、食の安全が脅かされる問題はどのように位置づけているのですか。また、食の安全に直結する食べ物の残留農薬についてどう考え、調査は実施していますか。

2. 同じく活力をともに生み出すまちづくりから、農業において持続可能な環境に優しい農業の推進となっていますが、今の町のやり方は生産性のみの追求の農業です。生産性だけだと、ネオニコチノイド系の基準が緩和され、今後も大量に使われることを認めることになるがよろしいですか。

3番、ネオニコチノイド系農薬は、林業、ガーデニング、稲、果実、野菜などの農業のあらゆるところで使用されています。前記のとおり、環境での生態系を壊す、人体への危険があるのに使用を続けて、持続可能な環境に優しい農業が実現できますか。どのように実現できるのか、教えてください。

4. 私は、持続可能な環境に優しい農業に取り組んでいる農家が南知多にたくさんあ

ることを何度も議会で指摘した。その農家は農薬を使わずに、鶏を飼ったり、お米、野菜、果実づくりをやって、年間収入も1,000万以上ある。これは南知多の宝であり、自慢できることです。この農家は、周りから迫害を受けても、自分のやり方に誇りがあるから、30年、40年と続けてきました。この農家を支えているのは、心から健康と安全、環境を守ることに関し、常に関心を持つ住民です。今こそこの農家を見学し、家族と話し、持続可能な環境に優しい南知多の誇る農家として全町民に紹介し、将来の南知多のあるべき農業の姿として、日本全国にも発信すべきだが、いかがでしょうか。

以上です。自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、1つ目の御質問、住民自治の確立を目指しての御質問のうち、1の1から1の5及び1の7と1の8については私、企画部長から、1の6につきましては建設経済部長より説明させていただきます。

それでは、石黒議員からの1つ目の御質問、県の住民自治の取り組み方針について答弁させていただきます。

住民自治の概念は、市町村などの団体自治の概念とあわせて、憲法に保障された地方自治の構成要素の一つとして、一般的に理解されております。

愛知県では、その政策指針の中で、拡大する公共ニーズを地域全体で支える新しい公を確立・充実していく必要があるとして、住民NPOや企業など、さまざまな参加が必要であるとしています。

町におきましても、この考え方に沿って、多様な主体に行政への参加、協働、協力をいただく取り組みを進めておりますが、もとより住民みずからの意思と責任において実施する住民自治の精神を尊重しながら、協力関係を築いていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

1の1の質問は以上でございます。

それでは御質問1の2、振興基本計画への住民参画の考え方について答弁させていただきます。

南知多町振興基本計画は、平成24年度に地域ごとに開催した地区住民会議を通して、地域の将来を、財政や法規制などの制約にとらわれず、事業の提案をいただいて策定し

たものでございます。

この計画は、行政の施策展開の一つの指針として活用することを目的としていますが、同時にそれぞれの地域において、地域住民のアイデアが目に見える形にされたことから、地域の意見集約や活動の企画立案に役立てて、地域住民がみずから行う地域の活動に生かしていただくことも想定しております。

このことから、この計画が行政への住民参画の意義を超えて、住民自治の推進にも役立てていただけるものと考えております。

次に御質問1の3、各地区のまちづくり会（協議会）の住民自治の中での役割は何と考えていますかにつきまして、答弁させていただきます。

各地区のまちづくり協議会は、地域の課題を解決するために、いろいろなことに取り組んでいただいております。また、地域の課題解決のために、まちづくり協議会と行政が互いにまちづくりの主体となって、みずからまちづくりを考え、それぞれの責任と役割分担に基づいて、地域の活力と魅力を高めるための活動に取り組んでいるところでございます。

御質問の、各地区のまちづくり会（協議会）の住民自治の中での役割という御質問でございますけれども、先ほど申し上げた新しい公を担う存在の一つとしての役割を果たしていただいております。

次に、御質問1の4、南知多町振興基本計画の実施には、各地区のまちづくり会（協議会）にどう実施するのかを任せ、町の担当者はコーディネーターとして参加し実現に努力する。これが協働ではないのかにつきまして答弁させていただきます。

先ほどの御質問1の2でも答弁させていただきましたけれども、この振興基本計画は行政の施策展開の一つの指針として活用することを目的としております。

それぞれの地域において地域住民のアイデアが目に見える形にされたことから、地域住民や各種団体がみずから行う地域活動にも役立てていただきたいと考えております。地域まちづくり協議会もその中の一つの団体だと考えております。

次に、御質問1の5、空き家バンク制度において、NPOやまちづくり会と協働があれば、もっと家、仕事、子育てなどで活性化し、移住者の増加につながるがにつきまして答弁させていただきます。

空き家バンク制度を実施していくのには、役場のみでできるものとは考えておりません。実施に関しては、各地区の区長さんに御協力をお願いしておりますし、空き家バン

ク相談員についても、町のまちづくり協議会で協議されて、設置が決められたものでございます。

NPOやまちづくり協議会との協働ということでございますが、事業を実施していく上では、当然NPOやまちづくり協議会などに御協力をお願いしていかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、NPO法人につきましては、地域・社会の実情を理解し、民の立場で行動すべき組織であると考えております。また、ふだんから行政の意向にかかわらず必要とされる事業は独自で取り組み、行政に過度に依存しないためにも、精神的に独立し、組織的に自立していることが必要であるとも考えております。

空き家バンク制度のみならず、本町がさまざまな行政課題に取り組む中で、NPOを初め地域の各種団体・組織と行政課題に応じた連携が必要であります。新しい公を担うパートナーとして、相互の自主性、主体性を尊重し、役割と責任分担を明確にしながら、共通の目的・目標に向かって連携、協力して相乗効果を上げていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

1の5までで一度とめさせていただきます。

（1番議員挙手）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

答弁ありがとうございました。

基本的な概念につきましてはよく理解できたと思いますが、2番、南知多町振興基本計画についての質問をいたします。それと関連したのが、4番にも関連してきますので、2と4の両方ともで関連質問を行います。

本当の住民自治を尊重するという意味は、先ほどの答弁の中の意味と私は違うんじゃないですかと質問を行いました。それは、南知多町振興基本計画は住民が各地区で参加しまして、そしてそれを町の役場のほうでまとめていただきました。冊子ができました。しかし、その後、各地区のまちづくり会に対し、各地区の内容をそれぞれが各地区で実現可能なランクづけをやるのが本来の住民自治であると私は考えました。まずその点いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

まちづくり会で振興基本計画に上がってきた各地区の項目がたくさんございますけれども、その項目を各地区で検討していくのが本来の住民自治ではないかという御質問でございます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、もちろん目に見える形であるような地域振興基本計画を策定しておりますところですが、各9地区3回ずつ、27回回らせていただいた中で、大変多くの意見が出てきております。

ただ、地域の総意であるかというところ、そこに御参加いただいた皆さんの御意見の中で取りまとめをさせていただいたところがございます。

議員のおっしゃるように、その提案を地域で実現していくための議論が地域でされて進めていくということが、本来そういった進め方ができれば私どももいいと考えておりますが、提案された中には、本来の法規制だとか、今ある財政的なことも決めてない中で、すぐに実現可能なものもあれば、やはり財政的にも法的にもできないものもございまして、そういったものも含めて、それぞれ提案された項目ごとに評価を役場のほうでさせていただいたところではあります。

そういった各項目をどうやって実践していくかについては、それぞれの役割分担の中で役場がしなければならないものや、地域でやっていただくことが好ましいもの、それから役場や地域と連携し合ってやっていくもの、それぞれ検討しながら進めていく必要があると考えております。ですので、地域が自主的に実践してやっていただくことについては非常にありがたいことですし、ぜひ進めていただきたいものと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

先ほどの答弁では、参加者は確かに各地域の中の一部だと思います。しかし、ここで大事なことは、参加者は意識があって参加しています。そして、各地域の実情が大変よくわかった人たちが自主的に参加してきています。つまりその方たちは役場の職員よりも、その地域をどうしたらいいか、どんな地域にしたいかということに対して、大変き

ちんとした、昔からの継続性あるまちづくりを皆さんが各地域ごとに、地域に行かないとわからない問題がたくさんあります。したがって、住民会議というのは単なる行政の施策をつくるための会議だったんですか。それはいかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

地域振興計画にまとめさせていただいたものは、先ほどの手順でつくり上げたものでございますけれども、行政の施策をそこからつくり上げていくためのものというよりは、これからの地域が実際に生の声をお聞きして、どういうまちづくりを目指しているのか、夢見ているのか。そういった中で、法規制や財政的なものがなくても、こういった町を目指しているのかというところで策定したものでございます。

ですので、政策的に我々が行政の中で展開していく上で、その地域から上がってきたものに早く実現できるもの、それから地域の中で提案されたもので、その目的と合った違う手法で実現できるものがあれば、町のほうとしては、いろいろ行政の施策の中で地域振興基本計画に上がった施策について、各課がそれを承知しながら、実践できるものについては実際に予算をつけてやっていきたいと考えておりますが、地域のほうで、地域の自主的な中で上がってきた項目が実践していただけるのであれば、そこも先ほど申し上げた新しい公の中の一部の行為として、地域の皆さん方が地域課題の解決のため一部を担っていただく形で実践していただくとありがたいと考えております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

実際には実現可能なランクづけがなされ、報告されていますので、もとへ戻すことはできませんけれども、これからでも、その実現可能なプランをAランク、Bランク、Cランクとつけていただきましたが、例えば豊浜地区の場合、豊浜の住民が望んでいるやつがCランクのほうについています。そういうずれが、恐らく町の行政サイドですと、経済的な問題、それから町が対策を立てるときの方策でもって考えたと思います。

住民は、こういう町にしてほしいという意味をちゃんと十分皆さんが取り入れるため

に、実現可能なランクづけをやるならば、再度町民に各地区のまちづくり会にもう一度戻して、この中から実現可能なランクづけをまちづくり会各地区ごとにやっていただくような方策が、私は住民会議としては皆さんが納得のいくやり方だと思います。そうしないと、住民は町の方策が出て、こういうことが各地区で決まりましたということが、そういう形でおりにくると思います。それでは住民は納得できない、自分たちの要望と違うというあたりが非常にずれが出てきます。やはりもう一度実現可能なランクづけを行ったんなら、それでいいのかどうか、各住民の要望に応じたランクなのかどうか、それを住民が判断できる、そういうふうにしていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

地域振興基本計画の各地区の皆様から出していただいた各項目につきまして、役場の担当課のほうでそれを検討し、実現性や有効性について評価しながら、A・B・Cの評価をつけさせていただきました。

振興基本計画は、先ほど議員のほうが地域に戻してランクづけを検討すべきではないかというお言葉がございましたけれども、振興基本計画は策定したものを役場だけが今持っている計画ではないと考えております。地域の皆さんにこの計画を公表し、地域の皆さんにも見ていただいておりますし、地区ごとの振興基本計画につきましては地区全世帯に配付してございます。まちづくり会も町内に7つできた中で、それぞれその計画の中で上がってきた計画をぜひ検討していただいて、役場が評価をしたA・B・Cのランクにつきましては、その時点で役場で客観的に役場の担当課が、その時点で今分析した中ではこのA・B・Cの評価であるというものでございましたけれども、たとえばAの評価のものでありましても、いろいろなその分野における優先性だとか緊急性を踏まえて、予算化できているものやいないものがございます。ですので、この地域で上がってきました項目、地域で進めたいと思って上がってきた項目につきましては、ぜひ地域の皆さんで自主的に再度必要があれば検討していただきながら進めていただきたいと思いますし、町と協働ができる部分については町のほうにもそれを持ち込みながら、一緒にできるかどうかの検討を進めたいということで、話し合いを進めながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

まちづくり会について、町民の皆さんはまちづくり会を自分たちの地域活性化の中心組織として話し合いを進めています。したがって、そのまちづくり会の人たちが、自分たちが南知多町の自分たちの地区をつくっていくんだという気持ちがあるように、町は本来的にはコーディネーターとしての役割があると思います。したがって、各まちづくり会が、全体の協議会もあると思います。そういうところで各地区がそれぞればらばらではなく、町の南知多町振興基本計画を検討し、そして実施する機関として、もう少し基本的な点をまちづくり会が持ったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

まちづくり会の各組織については、地域の課題を各地域ごとで検討しながら、その課題に対するいろんな事業を実施していただいているところでございます。そういった事業を計画するに当たりまして、役場のほうでは7つのまちづくり会の協議会の中で、事務局として役場の地域振興課が、議員のおっしゃる「コーディネート」という言葉を使うなら、いろいろ調整や各地域の意見交換の場、そのお手伝いをさせていただいているところでございます。

ですので、各地域ごとにある課題については振興基本計画の中での上がってきたものをまちづくり会の中でも検討をしていただいております中で、その事業に生かされてきておると考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

5 番の空き家バンク制度について質問を行います。

私は、空き家バンク制度は、この町がこれから移住者を受け入れたり、この町を活性化の上で非常に重要な役割を持っている制度だと思います。そのときに、地域振興課の空き家バンク対策は全て地域振興課が仕切っています。本来ならば、N P Oやその他

の区長会も含めて諸団体が一緒になって、この空き家バンク制度をどうするかということを検討したほうが大変問題が解決しやすいと考えています。それについてはいかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

空き家バンク制度につきましては、本町が人口減少に進んでいる中で、人口減対策として、少しでもこの南知多のほうへお越しいただく環境をつくり上げたいという中でつくり上げておる制度でございます。

空き家バンク制度の登録等につきましては、順次、その登録を役場のほうでしておりますけれども、その運用等につきましては、町がやることによって非常に信頼性の高い中で登録をしていただくというところがございます。登録制度をどのように運用していくかの中で、NPOさんと協働できる部分も中にはあるかもしれませんが、人口減少に向かつてのこういった大きな課題にNPOさんのほうに対応できる事業、提案、そういったものがあればぜひ進めていただきたいと考えておりますし、各NPOさんばかりでなく、まちづくり会も含めまして、地域振興等、支援事業の補助金等で、地域の課題に対して進めていただく事業を自主的に提案していただくものについては、補助制度もございますので、ぜひ御活用していただきながら、地域課題への取り組みに御協力いただけたらと考えております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

論点がずれていて、なかなかかみ合いません。

私どもが言っているのは、例えば現在の空き家バンク制度で1人の移住希望者が来ました。じゃあその方たちに仕事、住まい、各地区の状況、さまざまなことをちゃんと取り組むことができますか。それをNPOやほかの団体は、来たら家の紹介ばかりじゃなくて、リフォームをどうするかといったときに、リフォームをしてくれる人とともに話をしたり、それから仕事も農家、さまざまな仕事のところへ行って一緒になってお話し合いを進めたり、移住が決まったときも、その人と自分たちのまちづくりに参加して

くださいと。そして皆さん、私どもの取り組みでは全員が参加していただいて、まちづくりに参加していただいています。そういうことは、空き家バンク制度の行政だけではできない相談が結構あるはずですよ。私どもは、不動産屋さんも参加したNPOです。

それから、積極的な移住をやろうと思ったら、私どもはもう10回ぐらいやってきましたけど、名古屋へ行って南知多の田舎暮らしということで説明会を開いて、そうしますと大体10人から20人集まってきます。その人たちを全員この町に呼んで、この町の全てを紹介します。そして、必要があれば体験してもらいます。そういうことを私どもは10年間やってきました。そのことについては、行政は一切考えていただけませんでした。したがって、もっと私どもが行政と本当に対等の立場でやっていくことができれば、飛躍的に移住者をふやしたりすることが可能じゃないかと考えています。

次の6番に行ってください。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは御質問1の6、NPOや住民からの提案、住民による対象外耕作放棄地対策の呼びかけに町が応えることが住民自治ではないですかについて、答弁させていただきます。

6月議会におきまして、町としての耕作放棄地の対策は、農業を振興する地域で進めていると答弁させていただきました。

議員のおっしゃる里山耕作放棄地の復活について、具体的な場所、地権者、耕作者及び周辺地域住民の同意等が得られている場所がありましたら、具体的な内容をお聞かせ願えれば、町として協力できることは協力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

6番の答弁について、大変ありがとうございます。

現在、耕作放棄地、豊丘地区の大深地区で10カ所の耕作放棄地の地主と、ただいまさまざまな交渉を行っています。今後相談に伺いますので、よろしく願いしたいと思

ます。

時間がありませんので、最後に7番について1つだけお答えをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、御質問の1の7と1の8がありますが、1の7について答弁させていただきます。

1の7につきましても、ふるさと納税のやり方についてと、町民の提案を生かし、町も協力者もともに喜ぶ取り組みをすることが住民自治ではないか。また、町での取り組みに対し、町職員は一過性であり、住民は死ぬまで住み続ける町である。言われたからやるのではないとの御質問について答弁させていただきます。

ふるさと納税制度は、全国の思い入れのある市町村に寄附を行う制度であり、あわせて寄附者に謝礼品を贈ることにより、広く全国に「ふるさと南知多」をPRすることを目的としております。

今までミーナコーンを謝礼品として送らせていただいておりますけれども、今回、町内で生産・加工・販売などを行っている商品や町内のホテル・旅館が提供する宿泊サービスなどを募集し、この制度の利用促進をするため謝礼品の拡大を図ったものでございます。謝礼品を多く持つことにつきましては、全国の市町村が実施しているところであり、本町議会でもこの制度の活用を図るべきとの御質問をいただき、検討した結果、本年度より本町でも事業者の皆さんの協力を得て実施することとしたものでございます。町民は協力なさいという姿勢でお願いしているものではございませんので御理解願います。

また、町の職員につきましては、職員になったときに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを宣誓しており、南知多町の住民福祉の向上のために努力しているところであり、決して一過性の仕事をしているわけではございませんので、よろしく申し上げます。町民との協働により、皆さんに喜んでもらえる行政をしていきたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

ありがとうございました。

現在、私どもが知っている団体から、自分たちが参加できるふるさと納税にしたいから、自分たちが考えていることを受け入れていただけるのか、一度相談したいという方がお見えになります。そういう場合は、ぜひ相談に応じていただきたいと思います。

それでは、2番の答弁をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2の1、食の安全が脅かされる問題はどのように位置づけているのか。また、食の安全に直結する食べ物の残留農薬についてどう考え、調査は実施しているのかについて答弁させていただきます。

食の安全につきましては、町においても重要であると考えております。第5期実施計画の快適で安全なまちづくりの中に食の安全についての位置づけはありませんが、町としましても環境に優しい農業を推進しております。

農薬の使用につきましては、その使用が人や環境に悪影響を及ぼす可能性がないわけではありませんので、効果や安全性に関するデータを審査して、問題がないと判断した農薬のみを農林水産省が登録し、使用できることとなっております。

残留農薬につきましては、食品中に残留する農薬などが人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省が残留基準を設定しております。この基準をもとに農林水産省が、基準を超えて残留することのないよう、農薬取締法により使用基準を設定しております。

このため、国の基準を満たして農薬を使用していれば問題はないと考えておりますが、消費者の食に対する不安を取り除き、安全・安心な農作物を提供することは重要と考えておりますので、農家の方々が安全・安心な農作物を出荷するため、残留農薬の検査を実施する費用につきましては、農作物安全・安心対策としまして、その検査費用に対し3分の1を補助しております。平成26年度につきましては、タマネギ、キュウリなどの野菜18品目と、イチジク、ミカンなどの果実4品目及び米について、延べ58点の検査を行っております。

続きまして、御質問2の2、2の3につきましては関連がございますので、一括答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

○1番（石黒正重君）

お願いします。

○建設経済部長（吉村仁志君）

まず持続可能な環境に優しい農業の推進についてですが、町の推進する持続可能な環境に優しい農業の推進とは環境保全型農業と言われるものであり、化学肥料や化学合成農薬を使用しない有機農業や、化学肥料や化学合成農薬の使用量を通常の5割以下に抑える農業であります。

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しません。このため、除虫菊から抽出した天然由来の農薬を使用したり、害虫の天敵となる虫を利用しています。肥料には、家畜堆肥や植物を発酵させたものなどを利用します。また、天然由来の除草剤はないので、畝間にわらを敷いたり、畝間に肥料となる緑肥を栽培するなど、雑草を生やさない工夫をします。それでも生える雑草は除草します。有機農業は、病虫害のリスクと多くの労働力が必要な農業であります。

化学肥料や農薬の5割低減活動は、害虫対策の農薬散布回数を減らすため、虫の食害や病気の発生率が高くなります。また、化学肥料も減らすので、発育不良が懸念されるなど経営リスクがあります。

さきの御質問でも答弁させていただきましたとおり、農業で使用される農薬は、人に対する毒性や残留性、あるいは土壌への残留性が国の定めた基準を満たしたものであるため、適正に農薬を使用すれば、その作物は安全で食べても問題ありませんが、化学合成農薬や化学肥料の使用量低減の農業や有機農業に取り組むことは、人と環境に対し重要と考えられることから、町は持続可能な環境に優しい農業を推進しております。農薬の使用量を減らす活動であり、生産性の追求ではございません。むしろ生産性は下がる可能性を持つものでございます。

次に、ネオニコチノイドについてであります。農薬として用いられるネオニコチノイド系農薬は、議員さんのおっしゃるとおり、稲、果樹、野菜などに幅広く使用されており、日本では特に水稻のカメムシ防除には重要な農薬として使用されています。

しかしながら、EUでは、これらの農薬を種子処理や土壌処理に使用すると、その結果としてミツバチに被害が出る可能性があるとして、ミツバチが好んで訪れる作物等についてはネオニコチノイド系農薬の使用を一部制限しております。アメリカにおいても、以前に使用を承認された農薬の使用方法は変わりませんが、新たな使用方法について承

認しないことを公表し、この農薬の再評価を実施しております。

我が国におきましては、2015年5月に農林水産省がネオニコチノイド系農薬やそれにかわる殺虫剤を用いることによる防除効果への影響、ミツバチへの悪影響の程度、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、農薬の使用方法の変更が必要かどうか検討中であり、必要であれば変更するとの見解が公表されております。

以上のことを勘案し、町といたしましては、農家の所得向上のためには生産性も必要でありますし、人と環境のためには持続可能な環境に優しい農業も必要であると考えておりますので、今後もその双方が実現できるよう推進していきたいと考えております。

次に御質問2の4、今こそこの農家を見学し、家族と話し、持続可能な環境に優しい南知多の誇る農家として全町民に紹介し、将来の南知多町のあるべき農業の姿として日本全国にも発信すべきだがいかがかについて答弁させていただきます。

持続可能な環境に優しい農業である環境保全型農業に取り組んでおられる農家があることは承知しておりますし、御質問2の2においても答弁させていただきましたとおり、環境保全型農業については国・県・町が交付金を負担して推進しております。今後、環境保全型農業を推進していくことに対し必要と判断される場合は、関係する農家の方々を紹介していくことも必要と考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

ちょっと時間もありませんので、2点ほどお願いいたします。

1つは、基準が国から示されています。その1つは、基準が守られているかどうか問題なんです。全国各地のやつを調べますと、抜き打ちにやられた残留農薬では、基準を守られていない実態が全国でさまざまに報告されています。その中の問題があるから私は取り上げました。

それから、農家は確かに農協が安全だと言うもんだから信用しています。しかし、今回のネオニコチノイド系の問題があってから、ただいま全国で調査をする自治体がふえています。ぜひ調査を、先ほどはやったと言いましたけれども、いろんな調査があります。例えばコンビニ、あるいはスーパー、そういうところは外国から入ってきています。だから、いろいろな調査というのは、もう少し皆さんが日常的に食べるものということ

で考えていただきたい。それはいかがでしょうか、簡潔にお願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

コンビニやスーパーへ入ってくる農作物についての検査となりますと、南知多町ではどうすることもできないと考えております。また、国が指定された基準を満たしている農薬の使用方法等について安全だという判断であれば、町としましてもそれに準じて行っていくと考えております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

最後になりますけれども、現在、私は果樹を栽培しています。ミツバチが激減しています。そして、ミツバチが激減するということは、農薬関係の影響じゃないかと考えています。皆さんが知らないところで、例えばパイロット農地でも毎日のように農薬散布が行われています。その皆さんがやっている一つの根拠は、基準が定められていて安全だということだけです。しかし、使用している人はそれを守っているかどうかはわからないのです。そういう問題が多々あります。

したがって、自治体としてはもう少しそこら辺のことをちゃんと実態調査をして、基準なら基準を正確に守っているか、そういうことを私は問題視しているわけですから、ぜひ現実の基準が守られているかどうかも含めて、農薬を使っている実態を調べていただけるとありがたいと思います。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

実態を調査ということではありますが、今、町としてはそこまでは考えておりません。農林水産省が、ネオニコチノイド系農薬や、それにかわる殺虫剤を用いることによる防除効果への影響、ミツバチへの悪影響の程度、人や水生生物への影響など、農薬の使用方法の変更が必要かどうかを検討中であるというふうに先ほど答弁させていただきましたが、それを見て、町としても同じような形を考えていきたいと考えております。以上

です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

どうもありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で石黒正重君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 16時33分]